

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

第1章 組織計画

（全庁）

第1節 組織計画

1 防災組織

（1）防災会議

は、市長を会長とし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、西海市防災会議（以下「防災会議」という。）を組織する。西海市防災会議は、本市の区域に係る防災に関する基本方針の決定、本市の業務及び本市区域内の公共的団体、その他関係機関の業務を包括する西海市地域防災計画を策定し、その推進、災害に関する情報の収集及び関係機関との連絡調整を図ることなどを任務とする。

（2）災害警戒本部

市は、災害が発生するおそれがある各種の気象警報の発令または、長雨期における大雨注意報等の発令により、各種災害の発生が予想される場合において、総務部長が市長の指示により、西海市災害警戒本部を設置する。

西海市災害警戒本部は、災害予防および災害応急対策を実施し、災害対策本部設置前の段階の活動を実施する。

（3）災害対策本部

市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、災害発生のおそれ又は災害時における防災活動を強力に推進するため、西海市災害対策本部を設置する。

西海市災害対策本部は、市長を本部長として、市職員で構成するものであり、その所掌事務としては、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動を実施する。

第2節 災害警戒本部の組織

1 災害警戒本部の設置及び閉鎖

（1）設置の方法及び基準

市災害警戒本部の設置基準は、概ね次の基準とする。

- ア 気象警報（波浪警報を除く）が発表されたとき
- イ 河川水位が通報水位に達し、なお上昇を認めるとき
- ウ 局地豪雨、豪雪、大規模な地震、火事、爆発その他重大な事故が発生したとき
- エ その他、災害が発生するおそれがあり、総務部長の指示があったとき

（2）廃止の基準

総務部長は、関係課と協議のうえ、次の基準に達した場合は、注意体制を解除するとともに

に、関係課及び消防団へこの旨を連絡する。

ア 注意体制の原因となった気象予報が解除されるなど、予測した災害が発生するおそれが消滅したと認めるとき、又は発生した災害・応急対策が概ね完了したと認めるとき。

イ 気象警報（波浪警報を除く）が発表され、災害の発生（予想含む）にともなって警戒本部から災害対策本部への移行が必要となったときは、災害警戒本部を解消して、災害対策本部の配備へ移行する。

2 市災害警戒本部の任務

注意体制をとった場合は、情報収集機能の確立を図り、次の活動を行う。

表3-1 市災害警戒本部における活動内容

注意体制下の活動内容	担当課
① 無線局の開局	防災基地対策課
② 気象情報の伝達	防災基地対策課
③ 情報収集	防災基地対策課、建設課、農林緑推進課
④ 情報、被害のとりまとめ	防災基地対策課、建設課、農林緑推進課
⑤ 被害速報	防災基地対策課、建設課

3 市災害警戒本部（注意体制）の組織

1班、原則、本庁職員にあっては3名、総合支所職員は2名体制で配備し、主として情報収集、連絡活動を行い、状況によってはさらに高度の配備に迅速に移行し得る体制とする。

第3節 災害対策本部の組織

本計画は災害が発生し、または発生するおそれがある場合において応急対策を実施するための本災害対策本部の設置、組織、編成、事務分掌および災害対策要員の動員並びに関係機関との連携等について定めるものとする。

1 災害対策本部の設置及び閉鎖

（1）災害対策本部（以下「本部」という。）は次のような災害が発生し、または発生するおそれがある場合設置するものとする。

ア 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき

イ 災害が発生し、その規模および範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を要するとき

（2）本部は災害応急対策を一応終了し、または災害発生のおそれがなくなり災害対策本部による対策実施の必要がなくなったと本部長が認めたとき閉鎖する。

（3）本部を設置し、または閉鎖するときは、県防災企画課、関係機関、住民等に対し通知・公表するものとする。

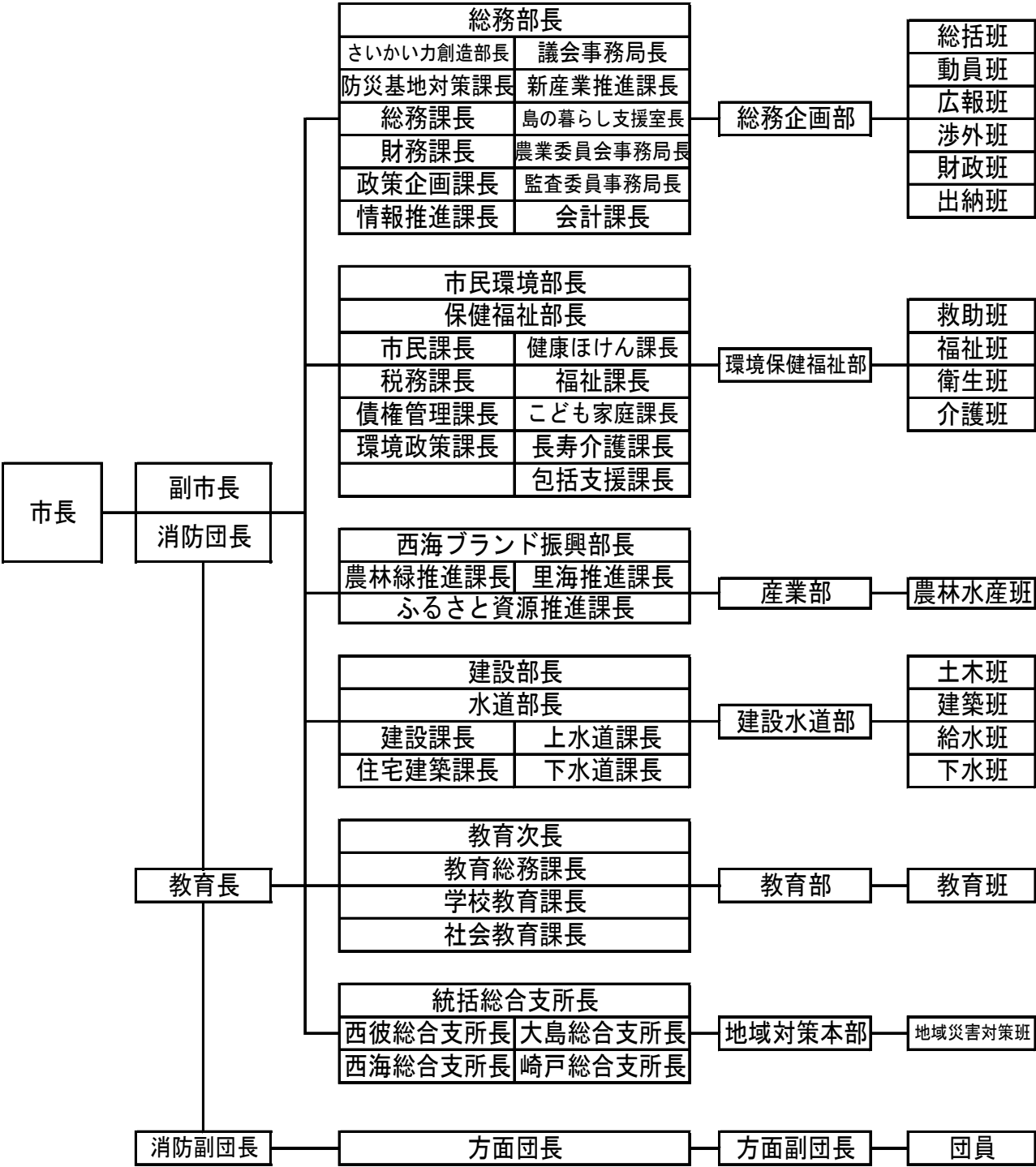
第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

2 災害対策本部の組織

- （1）本部に本部長および副本部長を置き、本部長は市長を、副本部長は副市長および消防団長を、本部員には教育長、各部の長、各課長、消防団方面団長をもってあてる。
- （2）本部に災害対策要員を置き、市の職員をもってあてる。

3 災害対策本部の編成
本部の編成は次のとおりとする。

(本部長) (副本部長) (本部長) (部) (班)



第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

4 災害対策本部の所掌事務

（１）本部会議において協議すべき事項は次のとおりとする。

ア 災害予防、災害応急対策の実施に関する重要な事項

イ その他本部長が必要と認める事項

（２）各対策の所掌事務は次のとおりとする。

災害対策本部の所掌事務

	班 名	班 長	所掌事務
総務企画部	総括班	長 防災基地対策課長 副 政策企画課長	①災害対策本部に関すること ②総合的災害対策の樹立及び連絡調整に関すること ③部外諸機関との連絡に関すること ④自衛隊の出動要請に関すること ⑤中央に対する要望書の作成、提出に関すること。 ⑥本部長の命令伝達に関すること ⑦消防・水防に関すること
	動員班	長 総務課長	①災害時における人員の配置及び調整に関すること ②非常招集に関すること ③被災地視察及び連絡船車の整備に関すること ④災害応急物資の調達に関すること ⑤行政無線の維持及び通信に関すること
	広報班	長 情報推進課長 副 新産業推進課長 島の暮らし支援室長	①気象情報の接受及び通報に関すること ②災害情報の収集に関すること ③災害関係の広報に関すること ④災害写真の撮影及び記録映画の作製に関すること ⑤災害記録に関すること ⑥事業所等の被害状況収集に関すること ⑦応急復旧資材及び必需物資等の確保斡旋に関すること
	渉外班	長 農委事務局長 副 監査事務局長	①議会活動に関すること （市議会災害対策会議設置までの間） ②各種団体との連絡調整に関すること
	財務班	長 財務課長	①災害対策に係る予算措置に関すること ②市の応急復旧資金の調達に関すること ③公有財産の被害状況の調査収集及びその対策に関すること
	出納班	長 会計課長	①義援金の保管に関すること ②災害に伴う諸支出に関すること
	救助班	長 市民課長	①避難所の設置誘導に関すること ②被災者への炊き出し及び食料品の給与に関すること

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

環境保健福祉部		副 税務課長 債権管理課長	③被服、寝具及び生活必需品並びに学用品の支給に関する こと ④人員及び家屋の被害状況の収集に関する こと ⑤り災証明の発行に関する こと
	福祉班	長 福祉課長 副 こども家庭課長 包括支援課長	①災害救助法の適応に関する こと ②被災児童の保護に関する こと ③被災世帯の対策に関する こと ④災害応急仮設住宅に関する こと ⑤生業資金及び更生資金の貸付斡旋に関する こと ⑥災害時における労務者の確保に関する こと ⑦被災者の就職斡旋、相談に関する こと ⑧義援金等の交付及び配分に関する こと
	介護班	長 長寿介護課長	①障害者、高齢者の保護、物資等の確保に関する こと ②要配慮者の避難、保護に関する こと
	衛生班	長 環境政策課長 副 健康ほけん課長	①被災地の防疫対策に関する こと ②災害時における食品衛生に関する こと ③医療救護に関する こと ④医療品等の調達及び配分に関する こと ⑤災害廃棄物処理に関する こと
産業部	農林水産班	長 農林緑推進課長 副 ふるさと資源 推進課長 里海推進課長	①農地農林全般の被害状況の収集に関する こと ②観光・水産施設の被害状況の収集に関する こと ③農作物の災害対策に関する こと ④農水産業者の災害金融に関する こと ⑤農作物の災害に伴う病虫害の予防及び駆除に関する こと ⑥家畜の災害対策並びに感染症予防及び防疫に関する こと ⑦観光施設・漁港の災害対策に関する こと ⑧被災商工業者の災害金融に関する こと
建設水道部	土木班	長 建設課長	①公共施設全般の被害状況収集に関する こと ②道路・橋梁の災害対策に関する こと ③港湾の災害対策に関する こと ④水防及び高潮対策に関する こと ⑤地滑り対策に関する こと ⑥都市下水路の災害対策に関する こと ⑦土木復旧事業に関する こと ⑧災害時における道路及び橋梁の使用に関する こと
	建築班	長 住宅建築課長	①建築物の災害防止に関する こと ②災害住宅の建築に関する こと ③応急仮設住宅の設置及び資材の調達に関する こと ④住宅金融に関する こと ⑤被災建築物の応急危険度判定に関する こと ⑥被災宅地の危険度判定に関する こと
	給水班	長 上水道課長	①水源の被害状況収集に関する こと ②給水施設の被害状況収集に関する こと

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

			③飲料水の供給に関する事
	下水道班	長 下水道課長	①下水道施設の被害状況収集に関する事 ②下水道施設の災害復旧事業に関する事
教育部	教育班	長 教育総務課長 副 学校教育課長 社会教育課長	①文教施設の被害状況の収集及び災害対策に関する事 ②学童及び授業の措置に関する事 ③教科書の斡旋調達に関する事
地域対策本部	地域災害対策班	長 各総合支所長	①管内の災害応急対策に関する事 ②管内の被害場情報の把握及び報告に関する事 ③管内の防災機関、自主防災組織等との連絡調整に関する事 ④避難所の設置、被災者の収容、食料の供給等に関する事 ⑤その他、本庁各部署との調整事項に関する事

第4節 組織動員計画

1 災害対策要員の指名

災害対策本部、各班の動員については、原則として以下の通りとし、本部長の指令に基づき、各部長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。

各部、各班長は、あらかじめ配備要員を指名しておくとともに所属職員の応急措置に関する担任事務を定め、所属職員に周知徹底し、市長（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

2 災害対策要員の動員

（1）災害対策本部配備要員の数

ア 災害の規模に応じ、配備の指定はその都度、本部長がおこなうものとする。

イ 各対策班の配備要員数は別紙のとおりとする。

配備・区分は概ね次の区分による。

表3-3 災害対策配備体制

配備区分	配 備 基 準	配 備 内 容	配備人員
第1配備	比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する情報収集態勢	別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す職員

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

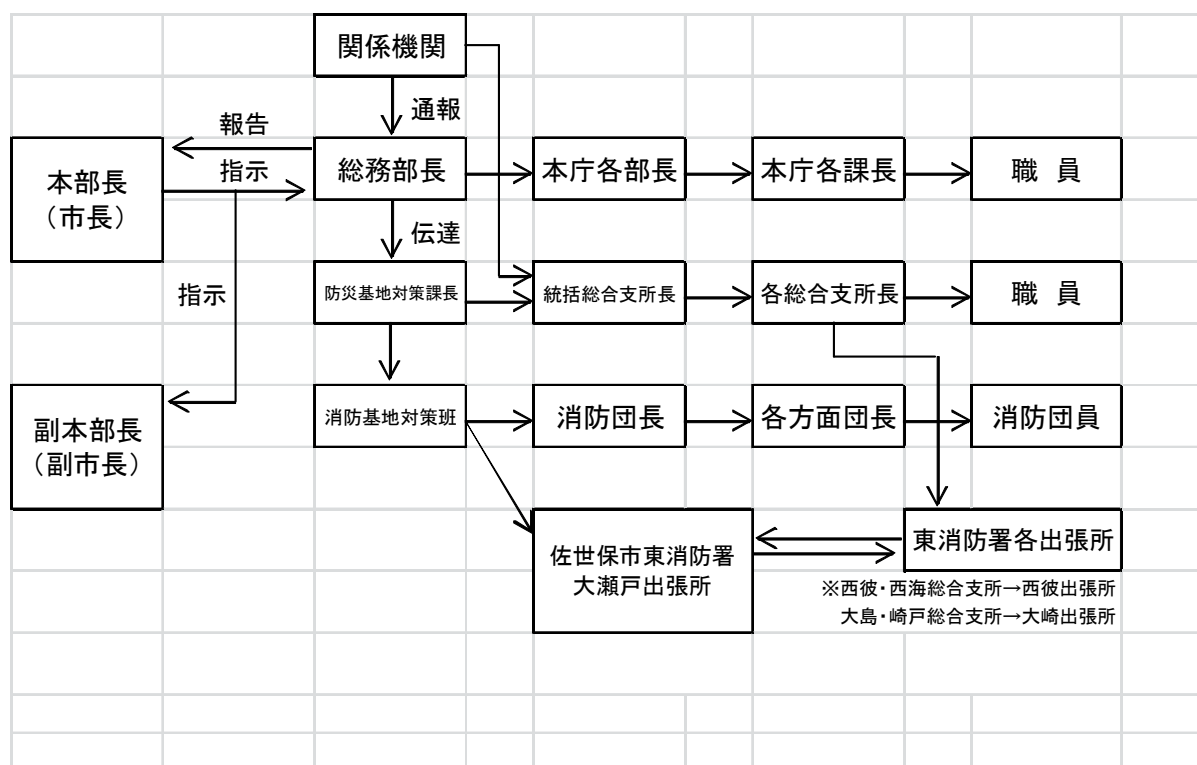
第 2 配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	災害に対する応急対策を実施する態勢	別紙「災害対策本部の組織及び所掌事務」に示す職員
第 3 配備	特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	市の全機能をあげて防災活動を実施する態勢	
特別配備	被害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	本部長が指定した部・班をもって編成して、防災活動を実施する態勢	本部長が必要と認める人員

(2) 動員方法

ア 災害発生のおそれがある場合の動員

(ア) 勤務中における動員方法は次のとおりとする

○ 勤務中における動員方法



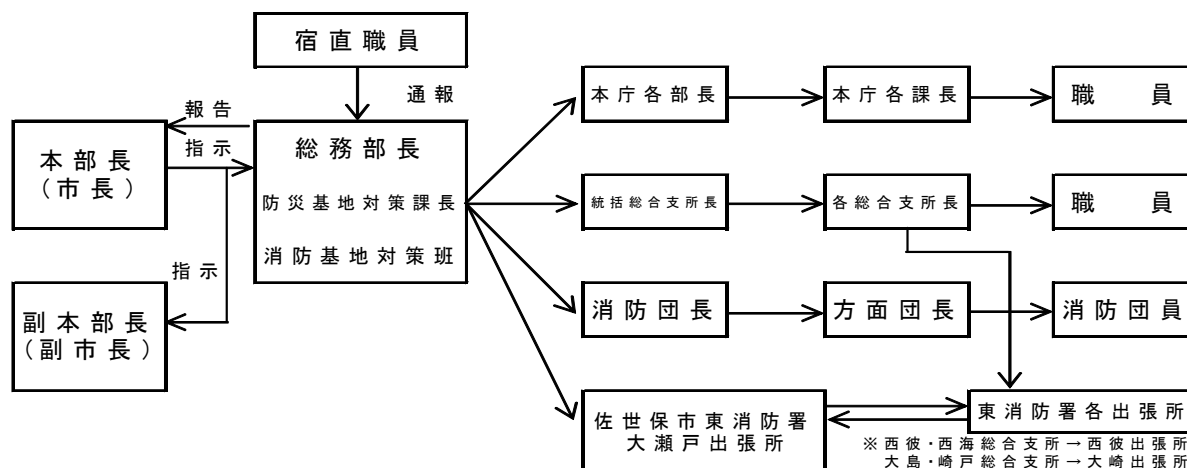
(イ) 休日夜間等勤務時間外における動員方法は次のとおりとする。

勤務時間外において宿日直員が気象情報を受理したとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務部長および関係課長に連絡するものとする。

通報を受けた総務部長および関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により、動員し、警報の伝達、情報の収集・伝達、その他応急対策実施の体制をとるものとする。

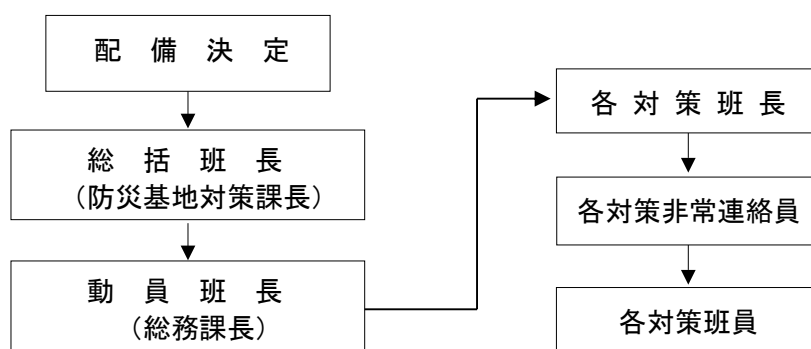
第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

○ 休日夜間等勤務時間外における動員方法



イ 本部が設置された場合の動員

(ア) 勤務時間外における配備要員は、次の系統により行うものとする。



(イ) 各対策班長は、退庁後における班要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

(ウ) 非常連絡員

各対策班長は所属の係員および要員を円滑におこなうため、対策班に正副2名の非常連絡員を定めておくものとする。

(エ) 職員の非常登庁

職員は勤務時間外、休日等において災害が発生したとき、または発生するおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、または自らの判断により登庁するものとする

3 災害対策要員の安全確保

災害対策が長期に及ぶ場合、要員が無自覚のまま、肉体的・精神的疲労の限界を超えて活動を続け、事後に回復困難な肉体的・精神的障害を負う可能性が大きいため、市は要員の活動状況及び本人の被災状況を把握し、適切な休養及び交代を行なう。

第2章 通信及び情報収集伝達計画

鐙（全庁）
（全庁）

第1節 防災気象情報の伝達計画

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。なお、居住者等には、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災七 情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには、「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

（1）長崎県内の気象官署が発表する特別警報・警報・注意報等は下表のとおりである。

＜特別警報＞

特別 警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

< 警報・注意報 >

西海市 (江島・平島を除く)	府県予報区		長崎県		
	一時細分区域		南部		
	市町村等をまとめた地域		西彼杵半島		
警報	大雨(土砂災害) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当		表面雨量指数基準	30	
			土壌雨量指数基準	196	
	洪水 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当		流域雨量指数基準 大明寺川流域＝12.4、木場川流域＝8.8、 多以良川流域＝10.0、雪浦川流域＝20.4		
	暴風	平均秒速	陸上	20m/s	
			外海	20m/s	
			大村湾	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			外海	20m/s 雪を伴う	
			大村湾	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12 時間降雪の深さ 20cm	
	波浪	有義波高	外海	6.0m	
			大村湾	2.5m	
	高潮 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当	潮位	五島灘側	2.4m	
			大村湾側	1.1m	
大雨	避難に備えハザードマップによる災害	表面雨量指数基準	20		
		土壌雨量指数基準	113		

注意報	洪水	リスクの再確認等 自らの避難行動の 確認が必要とされ る警戒レベル2	流域雨量指数基準 大明寺川流域＝9.9、木場川流域＝7.0、 多以良川流域＝8.0、雪浦川流域＝16.3	
	強風	平均秒速	陸上	10m/s
			外海	10m/s
			大村湾	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			外海	10m/s 雪を伴う
			大村湾	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm
			山地	12 時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	外海	2.5m
			大村湾	1.5m
	高潮 警報に切り替える可能性に 言及されていない場合は、 警戒レベル2 高潮警報に切り替える可能 性が高い旨に言及されてい る場合は、警戒レベル3に 相当	潮位	五島灘側	1.9m
			大村湾側	0.9m
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
外海			500m	
大村湾			500m	
乾燥	①最小湿度 45%で、実効湿度 65% ②実効湿度 60%			
なだれ	積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれか			
	①気温 3℃以上の好天			
	②低気圧等による降雨			
	③降雪の深さ 30cm 以上			
低温	夏季：平年より平均気温が 4℃以上低い日が3日続いた後、さ らに2日以上続くと予想される場合 冬季：最低気温が-3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度 90% 以上			

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

記録的短時間大雨情報			1時間雨量		110mm	
西海市 (江島・平島)	府県予報区		長崎県			
	一時細分区域		五島			
	市町村等をまとめた地域		上五島			
警報	大雨(土砂災害) 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当		表面雨量指数基準	27		
			土壌雨量指数基準	188		
	洪水 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当		流域雨量指数基準	—		
	暴風	平均秒速	陸上	20m/s		
			海上	20m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う		
			海上	20m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
	波浪		有義波高	6.0m		
	高潮 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当		潮位	2.4m		
注意報	大雨	避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2	表面雨量指数基準	16		
			土壌雨量指数基準	109		
	洪水		流域雨量指数基準	—		
	強風	平均秒速	陸上	12m/s		
			海上	12m/s		
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う		
			海上	12m/s 雪を伴う		
	大雪		降雪の深さ	平地	12 時間降雪の深さ 3cm	
	波浪		有義波高	2.5m		
高潮 警戒レベル2 警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、警戒レベル3に相当		潮位	1.9m			
雷		落雷等により被害が予想される場合				

	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
	低温	夏季：平年より平均気温が 3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合		
		冬季：最低気温が-3℃以下		
	霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温 4℃以下		
	着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度 90%以上		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

（２）【警報・注意報基準一覧表の解説】

ア 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が上記、表の基準に達すると予想される場合に発表される。

イ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には、表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。

ウ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、および記録的短時間大雨情報では、基準における「・・・以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「・・・以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

エ「表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

オ 表中において、対象の現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

カ 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添「長崎県の平坦地分布図」を参照。

キ 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

ク 土壌雨量指数基準値は1 km 四方毎に設定しているが、本表には西海市（江島、平島を除く）及び西海市（江島、平島）の域内における基準値の最低値を示している。

1 km 四方毎の基準値については、以下を参照のこと。

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)

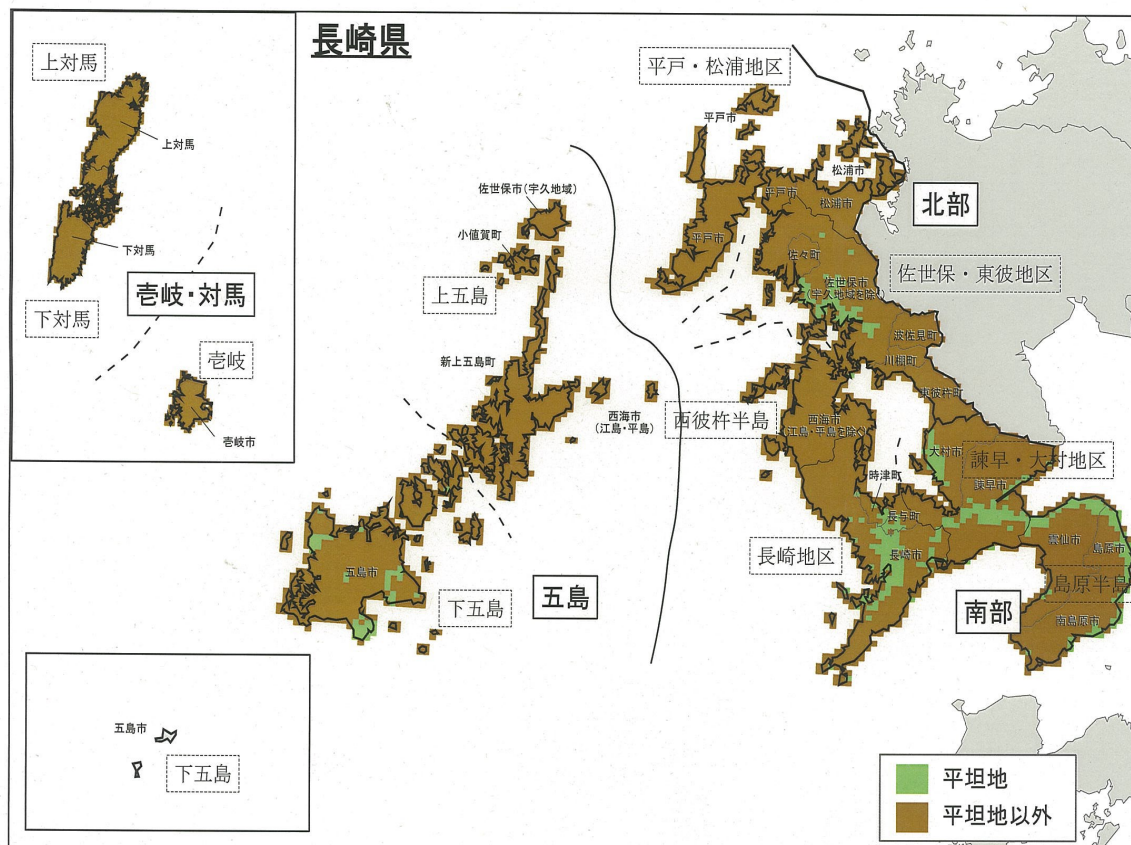
ケ 洪水の欄中、「雪浦川流域＝7」は、「雪浦川流域の流域雨量指数7以上」を意味する。

④ 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

⑤ 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

(3) 【参考】

※ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、
・ 壤中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明
(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。



（４）長崎県内の気象官署が担当とする予報区域は下表のとおりである。

予報細分区域

府県 予報区	一次 細分区域	市町等を まとめた地域	二次細分区域	担当 気象官署
長崎県	南部	島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	長崎地方 気象台
		諫早・大村地区	諫早市、大村市	
		長崎地区	長崎市、長与町、時津町	
		西彼杵半島	西海市（江島・平島除く）	
	五島	上五島	佐世保市（宇久地域）、西海市（江島・平島）、 小値賀町、新上五島町	
		下五島	五島市	

（注）海岸線から概ね 20 海里以内の海域をそれぞれの細分区域に含む

ア 発表の基準の欄に記載した数値は、長崎県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したもので、随時検討を行い防災対策上必要な場合は変更する。

イ 注意報、警報はその種類に係わらず、これらの新たな注意報又は警報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ウ 種類の欄に※を付けた注意報、警報は、標題を出さないで他の注意報、警報に含めて発表を行う。

エ 表中の長崎地方とは長崎県北部・南部を併せていう。

オ 警報には防災上特に必要とする事項を「見出し的警告文」として、本文冒頭に表現する。
この「見出し的警告文」の内容はつぎのとおりである。

（い つ）警戒すべき期間…具体的に示す

（どこで）警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域

（何 が）警戒すべき気象現象等…量的な予想値

の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

（５）長崎県内の気象官署が発表する府県気象情報はつぎのとおりである。

府県気象情報には対象とする現象に関する注意報、警報が未発表時において予告的に発表するものと、注意報、警報発表時において補完的に発表するものがある。

その他、数年に一度しか起らないような短時間の激しい雨を観測又は解析した場合には「記録的短時間大雨情報」を発表する。

なお、記録的短時間大雨情報の発表基準は、本市が属する長崎県南部区域では 1 時間雨量が 110mm 以上の場合である。

g 「記録的短時間大雨情報」の発表基準は、随時検討を行い防災対策上必要な場合は変更する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表された時に、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当

流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
------------	---

※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域に絞り込みに活用

4 海上予報・警報

長崎地方気象台では、済州島（チェジュ島）西海上、長崎西海上、女島南西海上を対象に海上予報のほか、天気の変化に応じて次の表の海上警報を発表している。

海上予報・警報

種類	発表基準
海上風警報	最大風速が28ノット以上34ノット未満か又は今後予想されるじょう乱に対してその後の発達程度を加味し、特に警告を必要とする場合に発表する。
海上強風警報	最大風速が34ノット以上48ノット未満か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。
海上暴風警報	最大風速が48ノット以上か又は今後予想されるじょう乱、領域に対し発表する。但し、熱帯低気圧で最大風速が64ノット以上か又は今後64ノット以上になることが予想される場合には海上台風警報を発表する。
海上台風警報	最大風速が64ノット以上か又は今後予想される熱帯低気圧に対して発表する。
海上濃霧警報	濃霧により視程が0.3海里（約500m）以下になっているか又は今後予想される海域に対して警告を必要とする場合発表する。

済州島（チェジュ島）西海上、長崎西海上、女島南西海上の3海域を一括呼称する場合は九州西方海上と称し、その海域は福岡県と佐賀県との境界線から東経126度31分、北緯34度18分の地点を結ぶ線（唐津湾海域を除く）以南、並びに鹿児島県長島鳴瀬鼻の突端から東経126度42分、北緯28度30分の地点を結ぶ以北の海岸線から300海里以内の海域及び八代海海域の範囲である。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

、日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、高潮に関して、「高」又は「中」が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 長崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長崎県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

7 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

ただし、佐世保市は「宇久地域」と「宇久地域を除く」、対馬市は「上対馬」と「下対馬」、西海市は「江島・平島」と「江島・平島を除く」に分けて発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当

8 記録的短時間大雨情報

長崎県内で大雨警報発表中の二次細分地域において、キキクルの「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

9 火災気象通報

長崎地方気象台は、消防法の規定に基づき、気象状況が火災の予防上危険であると判断したとき、その状況を長崎県知事に通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。

※詳細については、第5編災害応急対策計画（その他の災害対策）第1章消防活動計画6 火災気象通報の取扱いを参照

10 気象知識の普及・防災意識の啓発

（1）防災関係機関への啓発

防災気象情報の理解の促進を図るため、各種会議等を通して解説を行うほか、気象現象などに関する基礎知識等を含めた助言・指導を行い、防災機関関係との連携強化に努め、防災知識の普及・啓発を図る。

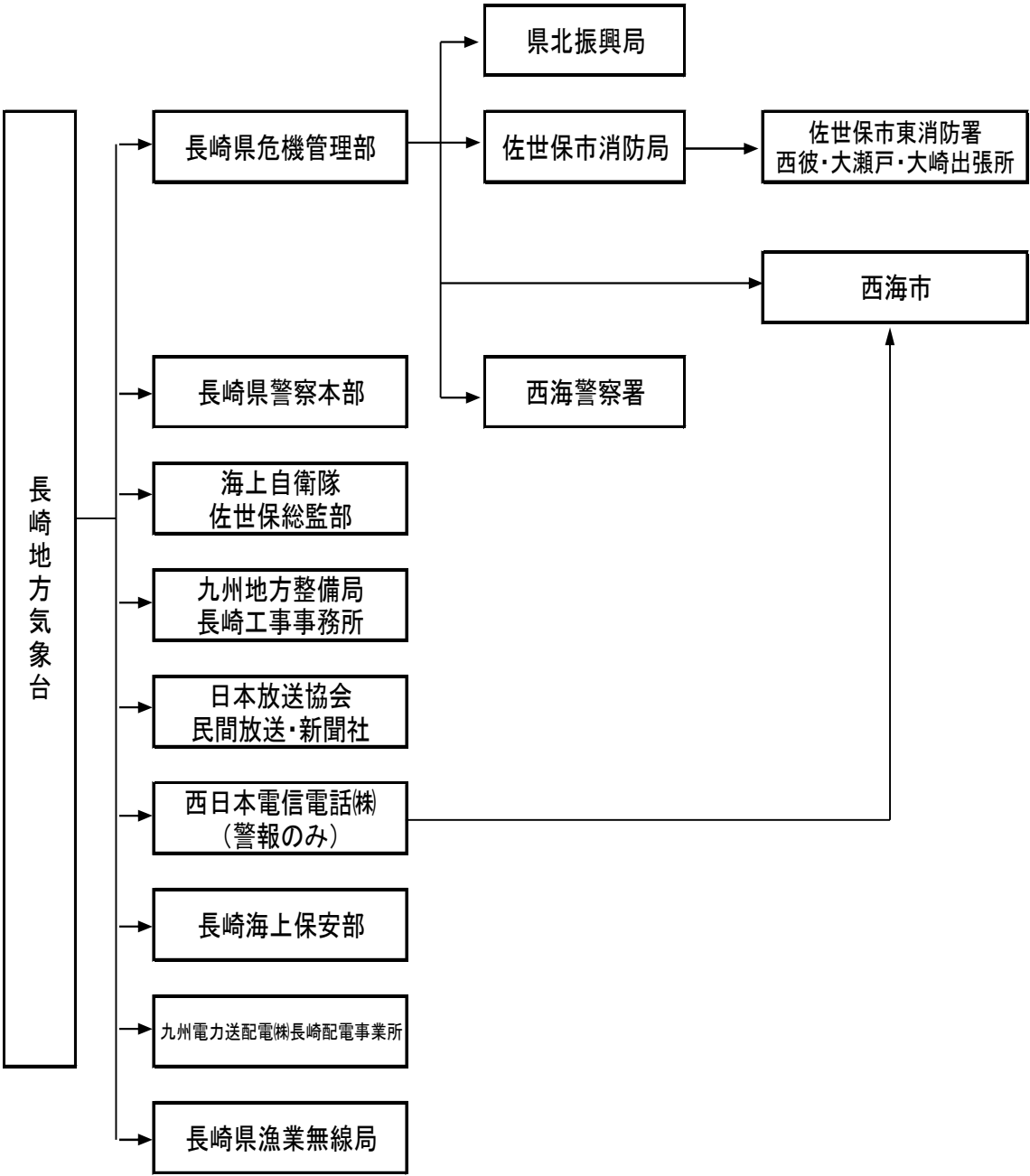
（2）地域住民への啓発

講演会等を通して、防災気象情報の理解の促進を図るため、各種会議等を通して解説を行うほか、気象現象などに関する基礎知識等を含めた助言・指導を行い、防災知識の普及・啓発を図る。

11 気象情報の伝達系統

（1）長崎地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統

地方気象台が発表する気象警報等の伝達系統図

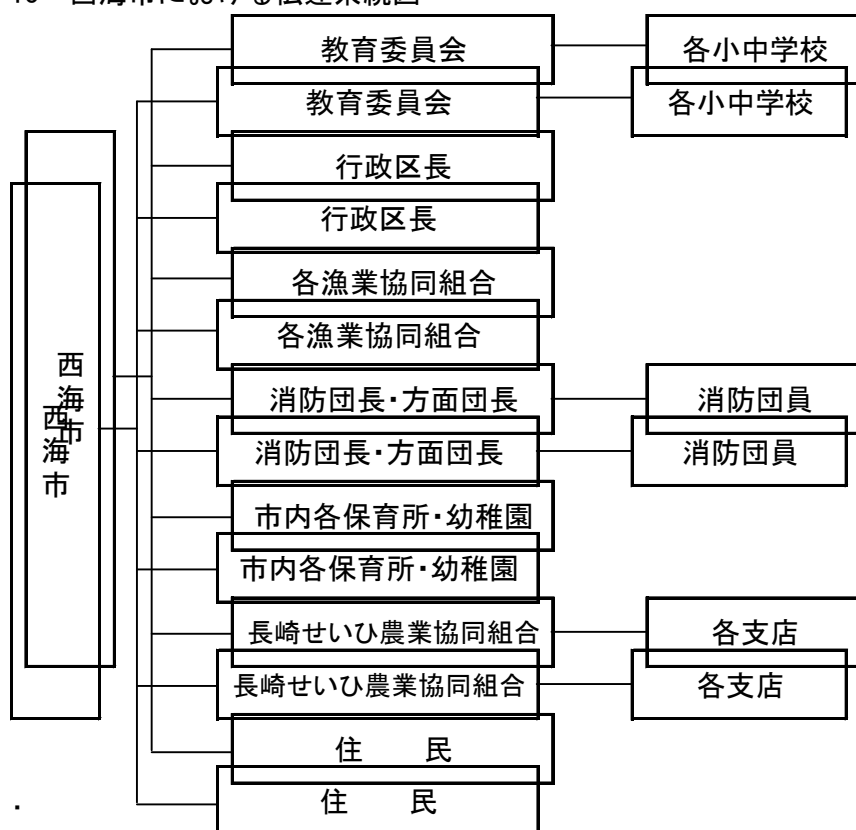


第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

12 警報時の受領及び伝達方法

- （１）関係機関から通報される警報等は防災基地対策課、勤務時間外は日直員が受領する。
- ・２）宿・日直員が警報等を受領した場合は直ちに総務部長、関係課長に伝達するものとする。
- 警報等を受領した総務部長は、次の伝達担当員に伝達すると共に、市長および副市長に報告するものとする。
- （３）（１）（２）により警報等を受領した伝達担当員は直ちに庁内各課に庁内マイクを通じ放送周知させるとともに、関係機関、住民等に対して伝達周知するものとする。

13 西海市における伝達系統図

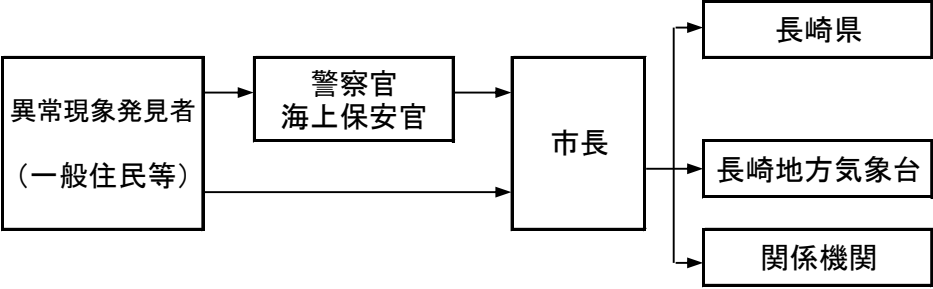


14 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長、警察官あるいは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官、海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報し、市長は、直ちに県・関係機関に通報する。

異常気象時の通報



第2節 通信施設利用計画

概本計画は、災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達もしくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用について定めるものとする。

1 西海市防災行政無線

西海市全域において防災行政無線を使った情報伝達通信を行う。

2 長崎県防災行政無線

3 電信電話通信線の利用

(1) 災害時優先電話

災害時における重要な通信の確保のため市が指定を受けている災害時優先電話は、次のとおりである。

災害時優先電話

設置場所	電話番号
西海市役所	0959-22-1111

(2) 非常電報

災害対策のため特に緊急を要する電報は、「非常電報」の取扱を受け、電報の優先利用を図るものとする。

「非常電報」を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて頼信する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

4 通信途絶時における応急措置

災害発生時の停電、通信の途絶えに備え、平素から市役所及び各総合支所には、予備電源、携帯用テレビ・ラジオのほか、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等通信装備を常備するよう努める。

また一般家庭に対しても、携帯用テレビ・ラジオ等の備付を奨励し、放送や携帯電話（メール、ウェブを含む）等を通じて各種災害情報の入手に努め、臨機応変に応急対策がとれるよう指導を徹底する。

電話線の切断等有線施設が途絶し、災害情報の伝達収集が困難となった場合は、次の通信施設等を利用するものとする。

- (1) 市設置の防災行政無線を利用する。
- (2) 各総合支所に設置してある長崎県防災行政無線及び防災行政無線用ファクシミリを利用する。

ア 非常無線通信施設の利用

無線局は、平常免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することは許されないことになっている。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通、通信の確保又は秩序の維持のためにする通信はできる。

長崎地区非常通信連絡会（会長：長崎県危機管理課長）は、このような場合構成機関の無線施設による非常無線通信活動を中核に、利用し得るすべての通信施設の一体的運用に努め、災害時における重要通信を確保する。

イ 非常無線の内容

- (ア) 人命の救助に関するもの
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの
- (ウ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- (エ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (オ) 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (カ) 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの
- (キ) 遭難者の救護に関するもの
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (ケ) 道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- (コ) 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの
- (サ) 救助法第24条の規定に基づき長崎県から医療、土木、建築工又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

ウ 非常通報の頼信手続

- (ア) 受取人の宛名（片仮名）、電話番号
- (イ) 本文（わかりやすく片仮名で記載する。1 通の電文は概ね 200 字以内とする。ただし、必要により何通でも発信することができる。）
- (ウ) 発信者名（本文の末尾に段落で区分して片仮名で書く。）
- (エ) 非常の表示（「非常」と漢字で書く。）
- (オ) 発信人の住所、氏名、電話番号（漢字で書く。）

エ 非常通報の頼信

- (ア) 西海警察署又は付近の移動局（タクシー等）を利用する。
- (イ) 頼信の方法は、直接無線局へ依頼するか電話による依頼のいずれかとする。

第3節 災害情報収集及び被害報告取扱計画

本計画は、基本法及び他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

実施責任者

(1) 市

市は、災害対策基本法第 53 条に基づき、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況およびこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。
橋市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(2) 防災関係機関等

市及び市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者、さらには関係する県及び指定地方公共機関等の防災関係機関（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害報告等の収集を行うとともに、市、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

2 被害等の調査

(1) 市

ア 被害等の調査に当たっては、調査班等を編成して迅速に行うものとするが、市単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複等のないように留意するものとする。

ウ り災世帯、人員等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

(2) 防災関係機関等

防災関係機関等における被害等の調査は、各機関等の必要な事項に基づいて、それぞれの機関等において行うものとする。また市、県及び県等の地方機関から応援の要請があった場合は、つとめてこれに応ずるものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

3 被害の認定基準

被害の認定基準は、別冊資料編を参照のこと

4 被害報告の基準、種別、報告要領

（1）被害報告等の基準

報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 県または市が災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

（2）被害報告等の種別

報告の種類等は次の表のとおりとする。

種 別	様 式	摘 要
災 害 概 況 即 報	別 紙 様 式 1	災害（人的被害または住家被害が発生した場合）の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
被 害 状 況 報 告	別 紙 様 式 2	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。
事業別被害報告	別 表 1	他の法令または通達などに基づき、市町村長が知事に対して行うものである。

（3）被害報告等の要領

- ア 市は、災害が発生し、市災害対策本部を設置した場合は、県（県に報告ができない場合にあっては、内閣総理大臣）に報告する。
- イ 被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、県における災害状況の把握が遅れ支障をきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに災害の態様を通報するとともにあわせて災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

ウ 被害程度の事項別の報告は、確定報告を除き原則として電話をもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、1日1回以上行うものとする。

エ 被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

オ 災害対策基本法に基づき県又は市が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

5 安否不明者の氏名等公表について

災害発生時に、安否不明者等の氏名等の公表が救助活動・人命救助に資することから、原則として氏名等を公表する。但し、家族等の反対又は住民基本台帳の閲覧制限がある場合には、非公表とする。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況の報告連絡先

長崎県防災企画課連絡先 (法第53条第1項) 本課 TEL 095-895-2142 FAX 095-821-9202 防災対策室 TEL 095-894-3731 FAX 095-823-1629 本課 TEL(無線) 042-111-7226 FAX(無線) 042-111-7228 防災対策室 TEL(無線) 042-111-7222 FAX(無線) 042-111-7339	消防庁連絡先 都道府県に報告できない場合 (法第53条第1項かつこ書) 1. 平日(9:30~18:15) 応急対策室 (N T T回線) 電話 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 (消防防災無線) 電話 T N-90-49013 FAX T N-90-49033 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 T N-048-500-90-49013 FAX T N-048-500-90-49033 2. 上記以外 宿直室 (N T T回線) 電話 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 (消防防災無線) 電話 T N-90-49102 FAX T N-90-49036 (地球衛星通信ネットワーク) 電話 T N-048-500-90-49102 FAX T N-048-500-90-49036
---	--

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

別表1 災害報告事務の状況一覧（報告者 市長）

区分	県主管課	経由機関	報告大別	報告事項	根拠法令等
総合被害報告	防災企画課	振興局	災害全般	総合被害報告	災害対策基本法
事業別被害報告	〃		消防	火災報告	消防法
	福祉保健課	直接	一般被害	災害救助法関係報告	災害救助法
	医療政策課	西彼保健所	医療	被害状況報告	※注1
	感染症対策室	〃	防疫	防疫活動報告	〃
	水環境対策課	〃	水道	水道施設被害報告	厚生労働省通知
	〃	〃	公共土木	都市施設被害報告	公共土木国庫負担法
	〃	〃	農林	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	環境	衛生施設被害報告	災害対策基本法
	資源管理課	振興局	水産	水産業被害報告	
	水産振興課	〃	〃	〃	
	漁港漁場課	〃	〃	〃	
	農政課	〃	農林	農業被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農村整備課	〃	〃	農地農業用施設被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	海岸被害報告	公共土木国庫負担法
	農政課	〃	農林	畜産関係被害報告	農林水産事務次官依命通知
	農林整備室	〃	〃	林業関係被害報告	農林施設暫定法
	〃	〃	公共土木	林地・林業施設被害報告	農林省通達及び公共土木国庫負担法
	都市政策課	〃	都市施設	都市施設被害報告	国土交通省通達
	港湾課	〃	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	公共土木国庫負担法
	漁港漁場課	〃	〃	農林省所管 漁港施設被害報告	〃
	河川課	〃	〃	国土交通省所管 公共土木施設被害報告	〃
	住宅課	〃	住宅	公営住宅被害報告	公営住宅法
	教育庁教育環境整備課	直接	公立学校	公立文教施設被害報告	公立学校施設災害復旧費国庫負担法

※注1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（旧「伝染病予防法」）

第3章 自衛隊派遣要請計画

（防災基地対策課）

自衛隊の活動の内容

A 1）一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

（2）主な業務の内容

ア 陸上自衛隊

（ア）人命の救助

イ （イ）消防、水防

（ウ）救援物資の輸送

（エ）道路の応急啓開

（オ）応急の医療防疫

（カ）給水入浴支援及び通信支援

（キ）被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

イ 海上自衛隊

（ア）海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助

（イ）人員、救援物資等の緊急輸送

（ウ）状況偵察及び被害の調査

（エ）船舶火災及び油の排出に対する救援

（オ）航空機による急患輸送

ウ 航空自衛隊

（ア）人命の救助

（イ）消防、水防

（ウ）人員、救援物資の空輸及び島内の車両輸送

（エ）通信支援

（オ）航空機による被災地の偵察

（カ）海上における航空機、避難者等の捜索及び救助

（キ）航空機による急患搬送

（3）受入側市町村長等の要請上の留意事項

ア 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。

イ 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。

ウ 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行わない。

エ 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は、県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との3者間で協議する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

2 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域は、次の表のとおりである。

表 市周辺の自衛隊の配置及び管轄区域

駐とん地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備考
陸上	大村駐とん地	大村市西乾馬場町 416 (0957-52-2131)	大村駐とん地司令	長崎県（対馬除く）全般を直轄
	竹松駐とん地	大村市富ノ原 1 丁目 1000 (0957-52-3141)	竹松駐とん地司令	
	相浦駐とん地	佐世保市大湊町 (0956-47-2166)	相浦駐とん地司令	
海上	佐世保地方総監部 （警備隊を含む）	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第 2 2 航空群	大村市今津町 10 (0957-52-3131)	第 2 2 航空群司令	
航空	西部航空方面隊 第 1 5 警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第 1 9 警戒群	対馬市上対馬町 (0920-86-2202)		
その他	自衛隊 長崎地方協力本部	長崎市出島町 2-25 (095-826-8844)		
	防衛省九州防衛局 長崎防衛支局	長崎市出島町 2-25 (095-825-5303)		

3 自衛隊への派遣要請

知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

（1）災害派遣要請手続き

ア 自衛隊の災害派遣要請は、知事が実施することとなっている。したがって、市が自衛隊に災害派遣を求める必要が生じた場合は、知事を通じて派遣要請を行う。

イ 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に次の事項を明示し、知事あてに提出する。

（ア） 災害の状況及び派遣を必要とする理由

（イ） 派遣を希望する期間

（ウ） 派遣区域、活動内容、その他必要事項

ウ ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

- エ 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。
- オ 通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- カ 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。
- キ 通知を受けた自衛隊は、部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

（2）派遣要請事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- カ 道路または水路の啓開措置
- キ 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ク 被災者に対する炊飯及び給水支援
- ケ 救援物資の無償貸与又は譲与
- コ 危険物の保安及び除去
- サ その他知事が必要と認める事項

（3）自衛隊の自主派遣

- ア 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことが出来る。
 - （ア）大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - （イ）大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - （ウ）大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
 - （エ）海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
 - （オ）その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。
- イ この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。
- ウ 自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

4 自衛隊との連絡調整

（1）平常の連絡調整

平素において、各種会議及び防災訓練時等機会を捉えて相互に連絡調整を行うものとする。

（2）災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

（ア）県本部（県庁内）

（イ）県北振興局（佐世保）

（ウ）諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び自衛隊長崎地方協力本部より又離島にそれぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町村相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

5 派遣を受ける市の態勢及び準備

（1）資材、器材等の準備

市において準備すべき資材及び器材等は、次のとおりとする。

表 市において準備すべき資材及び器材等

品 名		摘 要
器具類	1 ベルトコンベヤー	堀土、搬土
	2 一 輪 車	小路の運搬作業用
	3 手 釣 類	土のう等の取扱い用
	4 フォーク、とうぐわ	土工作業用
	5 その他土工機械器具	
設備類	1 夜間照明設備	夜間作業のため
	2 給水用槽又はドラム缶等	作業部隊給水
資材類	1 ゴ ム 手 袋	遺体収容用
	2 蛇籠、金網、鉄線	水防築堤等
	3 鎚 等	
	4 呎・荒縄等	同 上
	5 木 杭	同 上
	6 標 準 材 料	
	7 消 毒 剤	防 疫 用
	8 その他災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

（2）連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

（3）宿营地等の手配

市は、災害派遣部隊を受入れた場合は、災害派遣部隊の指揮施設及び宿泊施設又は野営施設としてグラウンド及び駐車場を指定し、準備をするものとする。

（4）災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は市において担任するものとする。

6 災害派遣の撤収要請

（1）市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、知事に要請するものとする。

（2）撤収要請事項

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ その他

7 地上と航空機との交信方法

（1）

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、救援等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

（2）地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（緊急に手当てを要する負傷者が発生している）。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。
青 旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	市役所又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
黄 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

※旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

（3）地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了 解	翼を振る（ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する。）

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（4）航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信 号 の 内 容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす。
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行。	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

- （5）地上にヘリコプターの着陸を希望する際はその希望地点に直径 10mのⒺを図示し風向の吹流し又はT字型（風向→┣）で明確に示すものとする。

8 経費負担区分

公費・義援金等に係る事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。

なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- （1）派遣部隊の救援活動に必要な資料及び器材（自衛隊装備器材を除く）等の購入借上げ又は修理費。
- （2）災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料。
- （3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等。
- （4）無作為による損害補償。

9 ヘリコプター離着陸地

派遣要請を受けた自衛隊航空機等の離着陸地は大瀬戸総合運動公園他指定のグラウンド、ヘリポートとする。

第4章 労務動員計画

（農林緑推進課、建設課）

第1節 労務供給計画

本計画は、災害応急対策の実施等のために必要がある場合において技術者、技能者、及び労務者等を確保し、災害対策の万全を期するため、次の事項について定めるものである。

1 技術者等の確保体制

災害時に必要な技術者、技能者及び労務者等の確保は、それぞれの防災機関において実施するものとする。

2 技術者等の確保対策

（1）確保方針

応急対策の実施について、その所属職員を動員してもなおかつ不足する技術者、技能者は、他の防災機関の応援を求めるか民間の技術者又は技能者に協力を求めるものとする。

この場合、災害の程度、規模等により、その地域内で技術者、技能者の確保が困難な場合は、当該機関は県又は最寄りの公共職業安定所に対し、これらの技術者、技能者の確保のあつせんを求めるものとする。

要請された技能者を県内で確保できない場合、県は他県に対し技能者の供給あつせんを依頼するものとする。

（2）強制確保

市は、技術者、技能者を確保するため、特に必要がある場合は、基本法第64条の規定にもとづき従事命令等を執行してその確保を図るものとする。

3 労務者の確保対策

（1）確保方針

市及びその他の防災機関において、災害応急対策、災害復旧等の実施について、必要な労務者が市内のみでは確保できない場合は、最寄りの公共職業安定所又は県に対して労務者の確保を要請するものとする。

（2）輸送及び賃金

労務者の輸送は、バス、トラック等によることとし、バス、トラックの場合は貸切りを原則とする。

労務者の賃金は、現地における通常の日雇民間賃金に準ずるものとする。

4 災害救助法による賃金職員等の雇上げ

救助法が適用され、被災者の応急救助を実施するために関係機関の職員等のみでは対処でき

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

ない場合は、必要に応じ賃金職員等を雇上げ、応急救助の迅速化を期するものとする。

（１）賃金職員等の雇用ができる範囲は次のとおりである。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 救助物資の整理、輸送及び配分
- カ 死体の搜索
- キ 死体の処理（埋葬を除く）

※特殊な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て次の場合も賃金職員等を雇上げることができる。

- ク 死体の埋葬
- ケ 炊き出し
- コ 避難所、応急仮設住宅及び住宅の応急修理等の資材の輸送

（２）賃 金

市内における通常の賃金の範囲内とする。

（３）期 間

それぞれの救助の実施が認められている期間内とする。ただし、必要がある場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て期間を延長するものとする。

第2節 隣保互助民間団体活用計画

災害時における民間団体（自治会、婦人会、日赤奉仕団等）の活用計画は本節の定めるところによる。

1 実施機関

民間団体の活用は、市が、民間団体の協力を求めて実施するものとし、市で処理不可能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、当該市町村の応援協力を求めて、応急措置にあたるものとする。

2 活動範囲及び内容

隣保互助民間団体は、概ね次のような作業に従事する。なお、活動内容の選定にあつては、これら団体の意見を尊重して決定するものとする。

- （１）炊出しその他災害救助の実施
- （２）清掃及び防疫の実施
- （３）災害対策用物資、資材の輸送及び配分
- （４）応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- （５）上記作業に類した作業の実施
- （６）軽易な事務の補助

第5章 災害広報計画

（防災基地対策課、政策企画課）

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を市民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1 災害広報

各機関は、放送、新聞、広報車等の広報媒体を通して市民に広報するものとする。

- （1）防災関係機関の体制及び活動状況
- （2）気象情報
- （3）被害状況の概要
- （4）市民に対する協力要請及び注意事項
- （5）災害応急対策の実施状況
- （6）道路情報
- （7）その他必要な事項

2 被災地区への広報

被災地区住民に対しては、あらゆる方法を講じて遅滞なく詳細な情報を提供するものとする。

- （1）被災の状況及び地区住民のとりべき措置
- （2）避難の指示勧告
- （3）救護活動及び災害応急対策の状況

3 災害報道

報道機関は、災害関連番組又は記事を編成して報道する。

4 応援協力

各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動に対して、資料の提供等について協力するものとする。

第6章 公安警備計画

（防災基地対策課、西海警察署、市民課）

災害時における治安、交通等の応急対策については、西海警察署が主体となって長崎県警察災害警備計画により行うものとする。

1 災害警備実施方針

県警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民の生命及び身体を保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

2 災害に備えての措置

県警察が災害の発生に備えて行う措置は、概ね次のとおりとする。

- （1）危険箇所の調査
- （2）災害警備活動に関する調査及び研究
- （3）防災上拠点となる警察施設の点検及び整備
- （4）警察職員に対する教養及び訓練
- （5）災害警備用装備資器材の整備充実
- （6）交通対策用施設、装備資器材の整備充実
- （7）通信用資機材の整備充実
- （8）災害警備用物資の備蓄
- （9）災害警備実施計画の策定
- （10）住民の防災意識の高揚のための広報
- （11）関係機関との連絡

3 災害発生時等の警備活動

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う警備活動は、概ね次のとおりとする。

- （1）情報の収集及び伝達
- （2）被害実態の把握
- （3）被災者の救出及び負傷者等の救護
- （4）行方不明者の調査
- （5）危険箇所の警戒並びに住民に対する避難勧告及び誘導
- （6）災害警備活動のための通信の確保
- （7）不法事案等の予防及び取締り
- （8）被災地、避難場所、重要施設等の警戒
- （9）避難路及び緊急輸送路の確保

- (10) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
- (11) 広報活動
- (12) 死体の検分・検視
- (13) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 交通対策

(1) 災害発生時の交通規制

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、道路の被害状況及び交通の状況把握に努め、通行の禁止、一方通行等の交通規制を迅速、的確に行うほか、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を行うものとする。

(2) 大地震発生時における交通規制計画

県警察は、大地震その他災害が発生するおそれがある地域については、これらの災害に伴う交通の混雑を防止し、住民の避難路及び緊急車両等の通行路を確保するための交通規制計画を策定しておくものとする。

(3) 大地震発生時における運転者の執るべき措置

大規模な地震が発生したときの運転者の執るべき措置について、次の事項を計画的に明示するものとする。

ア 走行中の車両は、次の要領により行動すること。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

イ 避難のために車両を使用しないこと。

(4) 緊急輸送車両の確認措置

県警察は、災害が発生し又は警戒宣言が発せられた場合において、公安委員会が行う緊急輸送車両の確認についての代行手続き、その他所要の措置を定めておくものとする。

5 警備体制

県警察の災害に対処する警備体制は、概ね次のとおりとする。

(1) 警備体制の種別

ア 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕がある場合は、準備体制とする。

イ 警戒体制

暴風雨、洪水、高潮、津波、地震等の警報、注意報等が発せられた場合等災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

ウ 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波、地震、大火災等により災害が発生し、又は発生しようとするときは、非常体制とする。

（2）災害警備本部等の設置

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別に応じ、県警察本部、西海警察署に所要の規模の災害警備本部、災害警備準備本部、災害警備連絡室等を設置するものとする。

（3）災害警備用物資の備蓄等

c 警察は、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料、電池その他必要な物資の調達及び備蓄に努めるものとする。特に警察災害派遣隊即応部隊については、自活用食料（おおむね1週間）及び飲料水等最小限度の補給用資材を確保するとともに、車両用燃料の準備等機動力の確保に努めるものとする。

第7章 水防計画

（防災基地対策課、佐世保市消防局、消防団）

第1節 総則

この計画は、水防法第33条に基づき、洪水、高潮、地震による堤防の漏水、若しくは沈下等の場合又は津波に際し、水災を警戒、防ぎよし、及びこれに困る被害を軽減する目的をもって、市内各河川・海岸及びため池に対する水防上必要な管理、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動、水防管理団体間の相互協力及び応援並びに必要な資器材の準備と運用についての実施の大綱を示したものである。

第2節 水防の責任並びに居住者等の義務

1 市の責任

水防管理団体たる市は、水防計画に基づき、管轄区域内の水防を果たすものとする（水防法第3条）。

2 ダム管理者の責任

河川法第52条の規定に基づく河川管理者の指示に従うとともに、災害の発生防止又は災害の軽減に積極的に努める。

3 ため池管理者の責任

ため池管理者は、当該ため池のある地域の水害が予想されるときは、当該水防管理者の指導下に入るものとする。

4 居住者等の義務

居住者等は、水害が予想される場合は、進んで水防に協力し、水防管理者又は、水防関係団体の長から出動を命じられた場合は、水防に従事することとする（水防法第17条）。

第3節 西海市災害警戒・対策本部

Ⅰ 西海市災害警戒・対策本部の設置基準

- （1）長崎地方気象台から、洪水又は高潮による水災に関する予報、注意報、警報が発せられる等、災害の発生が予測されるときは、「第1章組織計画」に沿って災害警戒本部或いは災害対策本部を設置する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- （2）上記の注意報、警報等が解除される等災害発生のおそれなくなったときは、災害警戒本部或いは対策対策本部を解散する。
- （3）動員配備の伝達方法は、「第3編第1章第4節動員計画」によって行う。

第4節 市消防団の配備区分

市消防団の配備区分は、「第5編第1章消防活動計画」で定める配備区分に準じて行うものとする。

第5節 水位情報を通知及び周知する河川

1 長崎県知事が水位情報を通知及び周知する河川（水防法第13条）

- （1）河川名：雪浦川
- （2）水位情報周知区間：左岸 西海市大瀬戸町雪浦幸物郷～海
右岸 西海市大瀬戸町瀬戸羽出川郷～海 5, 840m
- （3）対象量水標及び指定水位

河川名	量水標名	地先名	水防団 (消防団) 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位
雪浦川	奥 浦	大瀬戸町 瀬戸羽出川郷	3. 6 m	4. 1 m	4. 4 m	4. 8 m

※水位情報周知河川とは、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な被害を生ずる恐れがある河川において、住民の皆様が安全な場所への避難及びその準備を行う目安となる水位「避難判断水位」に達した時、その旨を関係機関に周知するとともに、一般に周知しなければならない指定した河川のことである。（水防法第13条）

※避難判断水位とは、はん濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、避難時の目安になるものである。

第6節 水防活動

1 雨量、水位及び潮位の通報と水防信号

- （1）関係機関からの気象注意報、警報の通報があった場合は、巡視、観測等に基づく情報を得て、水位、雨量、その他必要な事項について、地域住民に周知するとともに、配備の万全を期するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（2）水防信号は、長崎県水防信号規則で定めるところにより次のとおり発する。

区分方法	警 鐘 信 号	サ イ レ ン 信 号
第 1 信 号	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 2 信 号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 3 信 号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第 4 信 号	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○— 休止 ○—

備 考

- ① 第1信号は警戒水位に達したとき。
- ② 第2信号は水防団及び消防機関の出動を知らせる。
- ③ 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
- ④ 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
- ⑤ 警鐘信号及びサイレンとの併用は妨げない。
- ⑥ 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

2 警戒及び水防工法

警戒および水防の実施については、本部長の指令に基づき、次により行う。

- （1）水位観測及び区域内の警戒にあたり、水防上危険があると認められる箇所があるときは、その付近で得られる材料を使用し、適切な工法に基づき水防を実施する。
- （2）水防実施の状況を直ちに本部長に速報し、破堤等の被害を生じた場合は、指示をうけ、応急復旧にあたり、被害の軽減に努める。

3 決壊等の通報並びに決壊後の措置

水防法第18・19条に基づき、堤防その他が決壊したときは、水防管理者、又は消防機関の長は、直ちにその旨、所轄警察、住民、地方本部及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報し、また地方本部は、決壊の通報を受けたら直ちに水防本部へ報告するとともに、水防団体は相互に協力しあい、できる限り、氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

4 避難のための立ち退き

水防本部長又はその命を受けた水防本部員若しくは水防管理者は、水防法第22条に基づき必要であると認めたときは、信号、あるいは広報網その他の方法により、避難、立ち退きを指示する。

5 自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請を必要とする場合は、「第3編第3章自衛隊災害派遣要請計画」により行う。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

6 重要水防区域と重要水防箇所

重要水防区域と重要水防箇所は、次に掲げる区域、箇所とする。

- （１）土砂災害警戒区域
- （２）土砂災害特別警戒区域
- （３）山地災害危険地区
- （４）水防上重点を置くべき地域
- （５）老朽ため池等危険箇所

7 水防倉庫及び水防資器材の備蓄

水防倉庫及び水防資器材の備蓄は、「第2編第8章水防施設等整備計画」により行う。

第7節 水防訓練

水防訓練は、「第2編第2章防災訓練の実施計画」により実施する。

第8章 土砂災害における警戒避難計画

（市民課、建設課、農林緑推進課、健康ほけん課、福祉課）

第1節 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域とは、平成13年度に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）により、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限及び建築物の構造規制、既存住宅の移転促進などの対策を推進するため、調査結果に基づき指定する区域であり、警戒区域と特別警戒区域がある。

<土砂災害警戒区域等数>

R6. 4. 1 現在

	災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）	2, 165	2, 134
土石流	183	159
地すべり	79	0
計	2, 427	2, 293

※特別警戒区域では、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

※「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域一覧表」資料編による。

第2節 山地災害危険地区

山地災害危険地区とは、長崎県が一定の仕様に基づき、山崩れ、土石流、地すべりなどによって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある溪流や自然斜面について調査を行い、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定した地区を公表している。

<山地災害危険地区数>

R4. 3. 27 現在

	危険地区数
山腹崩壊危険地区	74
崩壊土砂流出危険地区	36
地すべり危険地区	5
計	115

※「山地災害危険地区一覧表」資料編による。

第3節 避難計画

土砂による被害を受ける恐れのある住民（以下「関係住民」という。）を、適切な避難方法により適切な避難場所へ誘導するために整備する内容は、以下の通りである。

- （１）警戒または避難を行うべき基準の設定
- （２）適切な避難方法の周知
- （３）適切な避難場所および避難路の選定、周知
- （４）情報の収集、伝達
- （５）防災知識の普及および防災活動の実施

1 警戒または避難を行うべき基準の設定

- （１）警戒避難基準は原則として、土砂災害警戒区域等ごとに設定するものとする。
- （２）警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、その基準値の設定にあたっては、総合土砂災害対策推進連絡会にかけて決定する。

なお、大雨には局地性があるので、雨量観測値が基準雨量に達しない時でも他の危険な兆候が認められた場合には住民の自主的な判断によって避難するように関係住民を指導することが大切である。

2 適切な避難方法の周知

市は、日常から次の事項につき関係住民に対し周知徹底を図り、降雨地に混乱なく迅速に避難できるよう指導する。

- （１）土砂災害警戒区域等、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区の所在地
- （２）避難計画に関する事項
 - ア 土砂災害の被害を受ける恐れのある該当地区の位置
 - イ 世帯数、人口、棟数
 - ウ 避難情報の発令時期
 - エ 避難情報の伝達担当者、および伝達先
 - オ 伝達手段
 - カ 避難情報の伝達所要時間
 - キ 避難誘導者、避難経路、避難場所等
 - ク 避難行動要支援者の避難支援体制
- （３）関係住民が日常から準備しておくべき事項
 - ア 気象情報が入手できるようテレビ、ラジオ等を点検しておく。
 - イ 自分の住んでいる周りの裏山、崖、溪流等の危険箇所を把握しておく。
 - ウ 自宅には、雨量が計測できる器具等を工夫して設置し、常に降雨状況の推移が判るよう

準備しておく。また、雨量観測値が理解できるようにする。

エ 避難の時期、場所、経路等をあらかじめ熟知し、家族内で再確認しておく。

オ 地域の避難行動要支援者と避難支援方法を確認しておく。

（４）観光客に対する配慮

市は、観光客等が降雨時に適切な避難ができるように、旅館・ホテル等の関係者に周知徹底を図る。また、旅館等の管理者は、従業員が観光客等を適切に避難誘導できるよう防災教育を行う。

（５）避難に際しての留意事項

ア 避難の準備

市より避難の指示等が出され、避難する場合には、関係住民は次の事項に留意する。

（ア） 火気、危険物等の始末を完全に行う。

（イ） 最小限の着替え、ラジオ、照明具、食糧、水等を携行する。

（ウ） 安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品および避難後調達できるものは除外する。

イ 避難者の誘導

避難誘導に当たるもの（以下「誘導員」という。）は、下記の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

（ア） 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。

（イ） 特に危険な箇所や避難経路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。

（ウ） 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。

（エ） 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。

（オ） 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。

（カ） 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については、十分に配慮する。

（キ） 老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。

（ク） 住民の大半が高齢者で地域住民による避難支援が困難な地区については、市は、あらかじめ消防、警察等関係機関と調整し、誘導員の派遣等避難支援の方法を定めておく。

ウ その他の留意事項

（ア） 避難は明るいうちに行われることが望ましい。

（イ） 避難は、降雨量や地区の状況等をもとに、なるべく早く行われることが望ましい。

（ウ） 安全な避難場所へ避難して、誘導員の指示に従う。

エ 避難後の措置

（ア） 誘導員は、市長等より避難指示等の解除が発令されるまで避難者を避難場所に留める

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

よう努める。

- （イ）市は、避難開始とともに、避難対象地区への外部の者の立ち入りを防ぐ等、必要な措置を講じる。

（6）自主判断による避難

市は、停電、機器の故障のため市町村と関係地区との間の情報伝達が途絶えた場合でも、下記のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨榛の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている恐れがあるため）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が発生しはじめた場合やその兆候が出はじめた場合

（7）避難が遅れ、危険が差し迫った状況での避難の注意事項

ア 周囲より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な構造物）の二階以上に避難することを心がける。

イ 他の土砂災害警戒区域等への避難はさける。

ウ 溪流を渡り対岸に避難することはさける。

エ 溪流に直角方向に、できるかぎり溪流から離れる。

3 情報の収集・伝達

（1）情報の収集・伝達

市は、日頃から過去の災害事例等をもとに、どの程度の雨量があれば崩壊および土石流の発生可能性があるかを整理把握し、降雨時には、大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、市町村の雨量観測値、関係機関からの災害情報ならびに住民からの情報等を収集し的確な判断が出来るよう努める。

（2）情報の種類と収集方法

土砂災害に関する情報を分類すると、降雨量、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、大雨特別警報、台風情報など降雨に関する情報および地震噴火等の情報と土砂災害の発生場所、規模、被害状況、復旧状況など災害に関する情報に大別できる。

降雨に関する情報の収集方法としては、表に掲げる方法等を利用して、また災害に関する情報は、日頃地区ごとに選定した巡視員との連絡、防災無線、アマチュア無線等を活用し、その収集に努める。

（3）情報の伝達

市は、収集した土石流、がけ崩れ、地すべりに関する情報を関係住民等に円滑に伝達できるようその施設の整備を図るとともに、特に、地すべり危険地区、土砂災害警戒区域周辺における雨量計等の観測者による情報および防災パトロール等による緊急情報の伝達方法の整備についても配慮する。

（4）情報の伝達方法

市は、収集した情報を伝達するため、防災行政無線（戸別無線機を含む。）、有線放送、広報車、サイレン、マイク放送、戸別訪問等の方法により、また緊急情報については携帯無線等を使用し、迅速かつ正確に行うものとする。

ただし、市が所有、管理する伝達機器並びにその稼動に必要な動力源が浸水等に被害をうけ、使用不能にならないよう、その設置保存場所については十分留意する。

表 広域、小流域における雨量情報システム

データ名	観測方法と観測データ	観測時間	利用現況	参 考
（広域） レーダー雨量計システム	レーダーから発射された電波が、雨滴などに当たって反射する原理を利用して降雨観測を行う。	表示 5 分単位	9 k m ² メッシュ単位に降雨強度、降雨特性を観測し、一定範囲をデジタルで表示する。	長崎県河川課に導入されている。
（小流域） 土石流予警報装置	土石流危険渓流単位に、雨量計および通報装置を設置し、累積雨量、時間雨量を観測する。		土石流に関する警戒避難基準雨量をセットし、基準雨量をオーバーすれば防災担当者に連絡。	1. 設置状況 現在、建設省および県によってモデル流域において整備が進められている。 別表参照 2. 特 徴 小流域の降雨観測が可能であり、土石流の警戒避難の判断資料とすることができる。 3. 費 用 標準システム(雨量計、通報装置)……約 300 万円(オプション有)
長崎県河川砂防情報システム （ナックス）	半径約 3 k m 単位に雨量計を設置し、累積雨量、時間雨量の降雨観測を行う。		振興局及び土木事務所で各管内における累積雨量及び時間雨量を観測し、雨量局からの降雨状況を集中管理している。	平成 1 7 年 4 月 1 日からシステムの運用を開始、県内各地の雨量、河川水位、土砂災害危険度に関する情報を提供している。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

4 防災知識の普及および防災活動の実施

市は、土砂災害警戒区域等周辺の関係住民に対する防災知識の普及計画を、出水期前（梅雨期前、台風期前）または全国的に実施される土砂災害防止月間、防災週間等を考慮して実施する。また、日常から、関係住民に対する防災知識の普及に努める。

（1）防災知識の普及

ア 一般住民を対象とした防災知識の普及

市は、概ね次の媒体等の利用により住民の防災知識の普及を図る。

（ア）市が発行する広報紙や印刷物（チラシ、パンフレット）、インターネット等の利用

（イ）市による講演会、講習会、見学会等の開催

（ウ）有線放送の利用

（エ）市による広報車の巡回

イ 学童を対象とした防災知識の普及

市は、学童を対象として下記の活動を行う。

（ア）学童生徒の感想文あるいはポスターの募集、ならびに優秀作品の一般公開

（イ）市教育委員会に諮り、副読本等の教材を作成する。

（ウ）学童の避難訓練

ウ 意識高揚のための事業等の実施

（ア）防災に関する演習の実施

（イ）土砂災害防止に功労のあった人の表彰

（2）防災業務に服務する市防災関係職員に対する周知徹底

市は、防災関係職員を対象として研修等を実施することにより、土砂災害警戒区域等および避難方法等、市地域防災計画に記載された内容ならびに土石流等に関する防災知識について周知徹底を図る。

5 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

（1）避難確保計画の作成及び市への報告

土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等は、ハザードマップを参考に施設利用者の迅速な避難の確保を図るために必要な訓練及びその他の措置に関する計画を作成し、市に報告するように指導する。

また、要配慮者利用施設の管理者等は、計画に基づき定期的に訓練を行うものとする。

（2）警戒区域内にある要配慮者利用施設

社会福祉施設：44、学校：11、医療施設：12 合計67

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

表 警戒区域内にある要配慮者利用施設

	施設（事業所）名	所在地		施設（事業所）名	所在地
1	グループホーム第二わらび苑	大瀬戸町瀬戸西濱郷	36		西海町丹納郷
2	グループホームさくら	大瀬戸町瀬戸西濱郷	37	西海北小学校	西海町横瀬郷
3	西海高齢者生活支援ハウス	西海町黒口郷	38	大島西小学校	大島町 7720 番地
4	特老ホームふるさと/診療所	西海町川内郷	39	大瀬戸小学校	大瀬戸町瀬戸榎浦郷
5	ルミエール雪浦	大瀬戸町雪浦下釜郷	40	雪浦小学校	大瀬戸町雪浦下郷
6	特老ホーム海風荘	大瀬戸町瀬戸板浦郷	41	ときわ台小学校	西彼町下岳郷
7	介護療養型老人保健施設さいかい	大島町 1876 番地	42	西彼中学校	西彼町喰場郷
8	黒口ふれあいの館	西海町黒口郷	43	西海中学校	西海町黒口郷
9	海風荘デイサービスセンター	大瀬戸町瀬戸板浦郷	44	西彼杵高等学校	大瀬戸町瀬戸西濱郷
10	瀬戸広域デイサービスセンター	大瀬戸町瀬戸西濱郷	45	西彼農業高等学校	西彼町上岳郷
11	社協さいかいデイサービスセンター	西海町黒口郷	46	医療法人栄寿会真珠園療養所	西彼町八木原郷
12	デイサービスセンターつばき苑	大瀬戸町松島内郷	47	特老ホーム海風荘診療所	大瀬戸町瀬戸板浦郷
13	広域障害者生活支援センター光明園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	48	医療法人浦口医院	大瀬戸町瀬戸榎浦郷
14	大瀬戸厚生園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	49	西海市国民健康保険江島診療所	崎戸町江島
15	こざくら学園	西海町木場郷	50	社会福祉法人福医会さいかいクリニック	大島町 1876-59
16	光明園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	51	ふるさと診療所	西海町川内郷
17	グループホームはるの	西彼町八木原郷	52	雪浦ひうらクリニック	大瀬戸町雪浦上郷
18	障がい者ヘルパーセンター さいかい	西海町黒口郷	53	西海市国民健康保険松島診療所	大瀬戸町松島内郷
19	ふれあいの広場はるの	西彼町八木原郷	54	なかやま認定こども園	西彼町中山郷
20	希望社	大瀬戸町瀬戸板浦郷	55	丘の家	西彼町中山郷
21	互隣の家	西海町七釜郷	56	グループホームかめだけ	西彼町中山郷
22	百合の里	大瀬戸町瀬戸下山郷	57	原爆被爆者特別養護ホームかめだけ	西彼町上岳郷
23	いこいの家	大瀬戸町瀬戸板浦郷	58	西彼中央幼稚園	西彼町喰場郷
24	亀岳保育園	西彼町上岳郷	59	特別養護老人ホーム風和の里	西彼町鳥加郷
25	西海保育園	西海町七釜郷	60	社協せいひデイサービスセンター	西彼町鳥加郷
26	市立蛸浦保育所	崎戸町蛸浦郷	61	せいひ中央クリニック	西彼町中山郷
27	認定こども園遊林保育園	大瀬戸町瀬戸西濱郷	62	西海市療育支援相談センター	西彼町鳥加郷
28	淳心保育園	大瀬戸町雪浦下郷	63	元亀の里	西彼町中山郷
29	松島保育園	大瀬戸町松島内郷	64	グループホームふるさと	西海町川内郷
30	ぐしこうかん	西海町七釜郷	65	大串歯科医院	西海町丹納郷
31	みひかりクラブ	大瀬戸町瀬戸西濱郷	66	金森医院	西海町川内郷
32	じゅん心学童クラブ	大瀬戸町雪浦下郷	67	児童厚生施設 なかよしひろば	崎戸町蛸浦郷
33	松島っ子クラブ あこう樹	大瀬戸町松島内郷	68	グループホーム・ケアホームのぐち 1 号	西海町中浦南郷
34	西彼北小学校	西彼町小迎郷	69	グループホーム・ケアホームのぐち 2 号	西海町中浦南郷
35	大串小学校	西彼町平山郷			

第9章 救助法の適用に関する計画

（市民課、健康ほけん課、福祉課）

1 救助の本質

救助法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的社会秩序の保全を図ることを目的として行われるものであり、災害に際して、食糧品その他生活必需品の欠乏、住居のそう失、傷病等に悩み災者に対して応急的、一時的に救助を行うものである。（法第1条）

2 実務機関

救助法による救助は、その任務、目的の重要性から国の行うべき事務とされているのであるが、同時にその迅速性から全面的に知事に委任されている（法第2条、法第32条の2）が、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町長が行うこととすることができることとなっている。（法第30条第1項政令第23条）

3 救助の種類

救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ① 1）収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかった者の救出
- （6）災害にかかった住宅の応急修理
- （7）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （8）学用品の給与
- （9）埋葬
- （10）死体の搜索及び処理
- （11）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

4 法適用基準

救助法による応急救助は、災害による被害が一定規模以上に達したときに行われるのであり、市の区域内の人口と災害によって住家が滅失した世帯の数が法適用の基準とされている。

また、災害が発生する恐れがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に

対しても、救助を行うことができる。

西海市における災害救助法の適用基準

	基準の内容
適用基準Ⅰ	・市内で、50世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅱ	・県内において住家が滅失した世帯の数が1,500世帯以上であって、市内で25世帯以上の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅲ	・県内において住家が滅失した世帯の数が7,000世帯以上である場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、市内で多数の世帯の住家が滅失した場合。
適用基準Ⅳ	・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

5 法適用の手続

市長は、災害による被害の程度が法適用基準に達したとき又は達する見込みがある場合は被害状況をすみやかに知事に報告するものとする。

第10章 避難計画

（市民課、健康ほけん課、福祉課、教育委員会）

この計画は災害時における危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対する避難のための立退き又は指示及び避難場所の開設等について定めるものとする。

1 避難の指示等

（1）避難の指示

状況	指示者	対象者	措置
（1）生命、身体を災害から守り、災害の拡大を防止するため特に必要な場合（基本法 60 条、61 条）	・市町長（知事に報告） ・警察官又は海上保安官（市町長に通知）	必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者	立退きの指示
（2）洪水又は高潮のはんらんにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 （水防法 22 条）	・知事 ・知事の命を受けた県の職員 ・水防管理者（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域の居住者	立退きの指示
（3）地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。 （地すべり等防止法 25 条）	・知事 ・知事の命を受けた吏員（管轄警察署長に通知）	必要と認める区域内の居住者	立退きの指示
（4）人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、地変、危険物等の爆発等危険な事態がある場合（警察官職務執行法 4 条） （自衛隊法 94 条）	・警察官（公安委員会に報告） ・警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（長官の指定する者に報告）	・その場に居合わせた者 ・その事物の管理者 ・その他関係者	・必要な警告を発する ・特に急を要する場合には危害をうけるおそれのある者に対し必要な限度で避難の措置をとる。

（2）警戒区域の設定

状況	指示者	対象者	措置
（1）災害が発生し、又はまさに発生ようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合（基本法第 63 条）	・市町長 ・警察官又は海上保安官（注 1）	災害応急対策に従事する者以外の者	・立入制限 ・立入禁止 ・退去の命
（2）水防上緊急の必要がある場所（水防法第 14 条）	・水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 ・警察官（注 2）	水防関係者以外の者	・立入禁止 ・立入制限 ・退去の命
（3）火災の現場及び水災を除く災	・消防吏員又は消防	命令で定める以	・退去の命

害（消防法第36条において準用する同法第28条）	団員 ・警察官（注2）	外の者	・出入の禁止 ・出入の制限
（4）生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合 （警察官職務執行法第4条）	・警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者	・退去の命

（注1）市町長若しくはその委任を受けて前記の職権を行う市町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

（注2）前記に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、前記の職権を行うことができる。

2 避難情報の基準

避難情報の基準は以下のとおりであるが、市町長等避難情報の指示者は、危険が切迫した場合に迅速に避難情報等を発令できるように、具体的な判断基準を記した「避難情報の判断・伝達マニュアル」を、別に定める。

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

また、県から、避難情報の発令基準の策定の支援、市の防災体制確保に向けた支援を受ける。

- （1）気象台から豪雨、台風、津波等災害、土砂災害に関する警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。
- （2）知事から豪雨、台風、高潮、地震、土砂災害及び警察から津波等災害に関する通報があり、避難を要するとき。
- （3）河川が警戒水位を突破し溢水又は漏水のおそれがあるとき。
- （4）上流水域で河川災害が発生したため、その下流地域で災害発生のおそれがあるとき。
- （5）火災が風下に拡大するおそれがあるとき。
- （6）その他の自然的、人為的な災害により生命又は身体に被害を受けるおそれがあるとき。

3 避難の伝達方法

（1）避難警報の発令

種別	警報発令者	発令方法
事前避難警報	市長	・災害発生のおそれがあり、事前避難の必要がある地域に対し、市防災会議、県等関係の意見を聞いて発令する。
緊急避難警報	市長	・災害発生による危険が切迫し、緊急に避難の必要がある地域に対し発令する。 ・市ができない場合は、あらかじめ別の者が行えるよう事前に決めておくこと、この場合発令後市長に報告する。

（2）警報の伝達方法

- ・避難警報は、サイレン、半鐘、防災無線放送等を通じ、又は消防車、広報車等を動員して関係住民に周知徹底させる。この場合、情報弱者である視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者等対策として、あらかじめ近隣の通報協力者を定めておく。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

4 避難所の設置

（1）避難所の設定・運営~~管理~~等

市長は、管内の地域別に、予想される災害に応じた避難措置に必要な事項について、関係機関と協議のうえ、関係住民に対し周知徹底を図る。

ア 市町は、各避難所の適切な運営~~管理~~を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した、NPOやボランティアなどの外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、県又は他の市町に対して協力を求めるものとする。

また、市町は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

イ 災害が激甚で、避難が長期に及ぶ場合は、公民館職員、施設管理者、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに、運営体制を整備して避難所の運営を行う。

なお、運営を行うにあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮するものとする。

ウ 避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

エ 市町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営~~管理~~のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、県は、保健所や市町の職員等に対して、災害時の保健活動に関する研修会を開催するように努める。

（2）指定緊急避難場所及び指定避難所の開設

ア 市町は、発災時に必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。

必要に応じて、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等の避難所としての借り上げ、トレーラーハウスの活用など、多様な避難所の確保に努めるものとする。

イ 地方公共団体は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健医療担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

ウ 市町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

エ 市町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

オ 市町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

（3）避難所に収容するものの範囲

- ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ 現に災害を受け、速やかに避難しなければならない者
- ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

（4）避難の事前準備と留意事項

ア 事前準備

- （ア）火気の取扱いに平素注意し、避難に際しては必ず電気ガス等危険物の始末を完全に行うこと。
- （イ）台風期には、風水害に備えて家屋の補強（屋根瓦等の飛散防止・雨戸、門等の完備）を行い浸水の予想される場合には家財を高所に移動させること。
会社、工場等にあつては、平素綿密な防災計画を樹立し、これに基づく万端の準備を行うこと。
- （ウ）浸水による油脂類の流失防止、カーバイド・生石灰等、発火源の安全管理に努め、電気ガス等の保安措置を講ずること。
- （エ）病院・社会福祉施設等多数の入院患者、高齢者を収容している施設にあつては平素綿密な避難計画を樹立し、これに基づく避難訓練等を実施し、警察消防機関と連絡を密にすること。

イ 避難時の留意事項

- （ア）服装は軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり露出部分を少なくする。
- （イ）ガケ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは出来るだけ避ける。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- (ウ) 切れた電線やたれ下がった電線には絶対ふれない。
- (エ) 高齢者・幼児・病人・障害者などのいる家庭では早目に避難する。
- (5) 避難所における感染症対策
市町は、避難所においては、衛生状態を保ち、感染症の発生、拡大を抑えることに努め、その対応については「**避難所開設・運営における感染症対策チェックリスト（令和6年2月：長崎県）**」に基づくものとする。

5 福祉避難所の指定等

- (1) 市は、一般の避難所とは別に、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させる福祉避難所の指定を行う。
- (2) 市は、福祉避難所の対象者の概数を把握するとともに、福祉避難所として利用可能な施設を把握する。
- (3) 市は、福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者の円滑な利用を確保するため措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること等に留意する。
また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (4) 市は、福祉避難所の対象となる要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所等の中に、介護や医療相談等を受けることができる福祉避難スペースを設置するよう努める。
- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定し公示するものとする。
- (6) 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるように努めるものとする。

6 避難の周知徹底

- (1) 住民等に対する周知

ア 事前措置

市長及び水防管理者は、避難の立退きの万全を図るため避難場所、避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底させる。

イ 指示等

市長及び水防管理者は避難情報を発令したとき、又は通知を受けたときは、関係機関の協力を得て実情に即した方法でその周知徹底を図る。

- (2) 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退き指示等をした場合は、関係機関に連絡又は通知する。

7 避難誘導及び移送等

（1）避難誘導

避難立退きの誘導に当っては、老幼婦女子、病人、障害者を先に行い一般壮年男子はその次とし、避難誘導者は、円滑な立退きについて適宜の指導をする。

また、観光客等地理不案内な来訪者に対しては、観光施設、宿泊施設等の管理者は、配慮して避難誘導を行う。

県、保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、防災担当部局（県の保健所等にあっては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

（2）移 送

ア 小規模の場合

避難立退きに当っては、避難者が各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合においては、車両、舟艇等により移送及び輸送を行う。

イ 大規模な場合

被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、市は、県に要請する。

8 学校等の避難対策

（1）避難誘導

引率者は、校長の指示を適確に把握して、校舎配置又は学年を考慮し、あらかじめ定められた避難順序に従って正しく誘導する。

（2）移 送

集落別に班を編成し、担当教職員が引率責任者として安全かつ能率的に移送する。

9 病院・社会福祉施設の避難対策

（1）避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ患者及び入所者を担送患者と独歩患者とに区別し独歩患者には適当な人数ごとに自治組織の編成に努め、重傷者、避難行動要支援者を優先し、要配慮者に配慮して誘導する。

（2）移 送

病院・社会福祉施設等の管理者は、入院患者及び入所者を避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師や当該施設職員を引率者として、直ちに患者・入所者の移送を行う。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

施設職員等のみでは移送の実施が困難な場合は、あらかじめ自治会・自主防災組織・NPO等の協力を得た避難誘導體制を整備しておく。

（3）避難場所等の確保

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害時における患者及び入所者の避難場所をあらかじめ定めておくとともに移送に要する担架、車両、手押車等を確保し保管場所を定めておく。

10 船舶等の避難対策

船舶等の避難対策は海上保安部において実施する。

（1）船舶その他港湾施設等において避難を必要とする場合は、早急に船舶所有者、組合等に対し避難指示を行い、あらかじめ選定した場所へ誘導、整理を行い、荒天準備の指導および避難状況の把握をする。

（2）爆発性、可燃性等の危険物や木材、はしけ等、障害となるおそれのある物件については、所有者等に対し移動、除去、固縛等を勧告する。

11 救助法による避難所の設置

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合

ア 法第30条第1項の規定により市長が行う。

イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（2）避難所の設置

学校、公民館等既存建物を利用するのが原則とするが、適当な建物を得られないときは仮小屋を設置し、又は天幕の設営によるものとする。

（3）避難所に収容するものの範囲

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 現に災害を受け速やかに避難しなければならない者

ウ 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

（4）避難所設置のための費用（国庫負担対象経費）

ア 賃金職員等雇上費

イ 消耗器材費

ウ 建物器具等使用謝金、借上費、購入費

エ 燃料費

オ 仮設便所等の設置費

カ 衛生管理費

（5）避難所開設期間

災害発生の日から7日以内

第11章 救出計画

（市民課、健康ほけん課、福祉課）

本計画は災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を探索し、又は救助して、その者の保護を図るために定めるものである。

1 実施責任者

- （1）救出は原則として、市長、消防機関、警察機関及び海上保安部が実施するものとする。
- （2）基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、又は市長等に協力するものとする。
- （3）災害対策本部内等に実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は相互の情報交換、探索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。
- （4）その他救助法を適用した場合は、下記の「救助法に基づく救出」によるものとする。

2 救出対象者

り災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- （1）災害によって、生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋と共に流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 山津波により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
 - カ 災害により海上又は、沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- （2）災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

3 救出の方法

- （1）市の救出活動
 - ア 消防機関を主体とした救出班の編成による救出作業
 - イ 協力者の動員
 - ウ 舟艇、ロープ等器材の借上げ使用
- （2）西海警察署の活動
 - ア ヘリコプター、車両、舟艇等県警察が保有する装備資器材を活用して探索、救出にあたる。
 - イ 救出活動は関係機関と連携を密に協同して行う。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（3）海上保安部の活動

- ア 巡視船艇、航空機又は海上保安官により保有の救難資器材を使用して海上又は沿岸における遭難者等の救出にあたる。
- イ 巡視船艇、航空機等により、海上における行方不明者等の搜索を実施し、救出にあたる。

4 救助法に基づく救出

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ア 法第30条第1項の規定により、市長が警察、消防、その他の機関の協力を得て救出にあたる。
- イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（2）救出対象者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生存が明らかでないものとする。

（3）救出を実施できる機関

災害発生の日から3日以内

第12章 死体搜索及び収容埋葬計画

（環境政策課、健康ほけん課、福祉課、西海警察署、海上保安部）

本計画は、災害のため現に行方不明の状態にあり、各般の事情からしてすでに死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の死体処理を行い民心の安定を図るために定めるものである。

1 死体の搜索

（1）実施責任者

ア 市長が関係機関の協力を得て行う。

イ 災害救助法が適用された場合

原則として知事が行い、市長がこれを補助する。（迅速に行うため必要と認めるときは法第30条第1項の規定により市長が行う。）

（2）搜索の方法

ア 災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により死亡していると判断される者については、ただちに死体捜査に切り替える。

イ 行方が明らかではないが、生存している可能性のあるものについては第3節「救出計画」により救出を行う。

ウ 死体の搜索は、消防団等関係機関の協力を得て搜索に必要な舟艇その他機械器具等を借上げて行う。

2 死体の処理

（1）実施責任者

ア 市長

死体の洗浄、縫合、消毒等の処理は、市において、救護班その他関係機関の協力を得て行う。

イ 救助法が適用された場合は、県又は日本赤十字社長崎県支部は、救助法第32条の規定による知事の委託に基づき、救護班を派遣して、死体の処理を行うものとする。

ウ 西海警察署（県警察本部、死体取扱規則33年国家公安委員会規則）

（ア）警察官は、あきらかに災害によって死亡したと認められる死体を発見したとき、また死体がある旨の届出を受けた場合は、すみやかに死体取扱規則（昭和33年11月27日国家公安委員会規則第4号）に基づき、死体を見分するとともに、死因、身元、その他調査を行い所定の死体を見分するものとする。ただし、死亡者の本籍が明らかでない場合又は死亡者を認識できない場合は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書として、死体取扱規則第4条に規定する死体見分調書または同規則第11条に規定する多数死体見分調書を作成し市長に報告するものとする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- （イ） 死体について身元が明らかになったときは、着衣、所持金品等とともに死体をすみやかに遺族などに引渡すものとする。ただし、災害直後の混乱等のため、遺族などへの引渡しができないときは、死体を現在地の市長に引渡すものとする。

エ 海上保安部

海上における遭難者、もしくは陸上から海上に及んだ災害の死体は、巡視船艇により収容するとともに、海上保安官により、検視後遺族又は関係市長に対し引継ぎを行う。また行方不明者は巡視船艇、航空機により搜索するとともに発見した遺体の収容検視引渡しをあわせて行う。

（2）処理の内容

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

死体の識別等のための処置

イ 死体の一時保存

身元識別のため相当の時間を要し、また、多数の死体を短時日の間に埋葬することが困難な場合に死体を特定の場所（寺院等の施設、神社、仏閣、学校等の敷地にバラックを設け、又は天幕を張り雨露を凌ぎえる場所）に集めて埋葬が行われるまでの間一時保存する。

ウ 死体調査

死因その他につき医師の立会を求めて必要な見分を行う。

（3）漂流死体の処理

ア 死体の身元が判明している場合

死体の身元が判明している場合は、市長は、警察官または海上保安官の見分をうけた後ただちにその遺族、親戚、縁者に連絡して引き取らせるものとする。

ただし、被害地域に救助法が発令されている場合、これを引き取るいとまがないときは、知事に漂着の日時、場所等を報告し、その指示をうけて措置するものとする。

イ 死体の身元が判明していない場合

- （ア） 死体の身元が判明しない場合であって救助法を適用されたり災地の市町村から漂着したものと推定される場合は、前記、アと同様に取扱うものとする。

なお、死体の取扱いに関しては、遺品等があればこれを保管するとともに遺体を撮影し記録として残しておくものとする。

- （イ） 死体が災地から漂流してきたものであると推定できない場合は、市長が「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」により処理するものとする。

3 死体の埋葬

（1）実施責任者

ア 市長が実施する。

- イ 災害救助法が適用された場合は、原則として、知事が行い、市長がこれを補助する。（迅速に行うため必要と認めるときは法第30条第1項の規定により、市長が行う）

（2）埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合

（3）埋葬の方法

ア 原則としては火葬とするが、慣習又は状況により土葬する。

イ 棺又は骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務の提供を原則とする。

ウ 被害が甚大で市の火葬場の火葬能力だけでは遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、県を通じて県内他市町等への協力要請をおこなう。

4 救助法による実施基準

（1）国庫負担限度額

ア 死体の搜索

（ア）舟艇、機械器具等の借上費又は購入費

（イ）修繕費

（ウ）燃料費

イ 死体の処理

（ア）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

1 体当たり 3,600 円以内

（イ）死体の一時保存

○ 既存の建物利用 — 借上費の実費

○ 既存の建物が利用できない場合 — 1 体当たり 5,700 円以内

（ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合、当該地域における通常の実費を加算できる）

○ 検索 — 当該地域の慣行料金の額以内

ウ 死体の埋葬

（ア）大人（満 12 歳以上） 1 体当たり 226,100 円以内

（イ）小人（満 12 歳未満） 1 体当たり 180,800 円以内

（2）期 間

災害発生の日から 10 日以内に完了

第13章 食糧供給計画

（福祉課、市民課）

1 災害におけるり災者および災害応急対策要員等に供給する食糧

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章Ⅰ第11によるものとする。（農林水産省 総合食料局長通知）

（1）食糧等の供給責任体制

被災地域の、り災者等に対する食糧品等の供給は、市がこれを実施する。

（2）主食の応急供給（市・県・農林水産省）

ア 供給数量の基準

供給を要する事態	供給品目	供給数量
1. り災者に対し炊出し等による給食を行う必要がある場合	米穀	市長が希望する数量
2. 災害により販売機能が混乱通常の販売ができなくなったため、一般の米穀小売店を通じないで供給を行う必要がある場合	同上	同上
3. 災害地における救助作業に従事する者に対し、供給を行う必要がある場合	同上	同上

イ 市長の手続

（ア） 応急供給を行うべき事態が生じた場合は、市長は知事に対し農林水産省農産局長の定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、災害救助用米穀の供給数量及び取扱者を申請し、その承認後供給を受け、り災者等に対する供給又は給食を実施する。

（イ） 市長は災害救助法により、り災者等に対し、炊出しその他による給食を実施した後は、速やかにその概要を知事に報告し必要な指示を受けるものとする。

（ウ） 市長が知事の補助機関として炊出しその他の食品を給与する場合は、その責任者を指定するとともに、各炊出し等の現場に実施責任者を定め、概ね次の帳簿を備え必要な事項について記録するものとする。

- a 食品給与物品受払簿
- b 炊き出し給与状況
- c その他関係証拠書類

（3）応急食糧緊急引渡

交通、通信の途絶等重大な災害の発生により、通常の応急供給手続きによっては、供給又は給食を実施することが不可能な場合には、市長は農林水産省農産局長通知の「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」の第4章Ⅰ第11により実施するものとする。

（４）災害救助法による食糧供給

ア 実施責任者

災害救助法が適用された場合

（ア）法第30条第1項の規定により市長が行う。

（イ）上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

イ 食品の給与対象者

（ア）避難所に避難している者

（イ）住家が被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者

ウ 食品の給与の方法

炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

エ 食品の給与の期間

災害発生の日から7日以内

2 応急食糧確保対策

市長は、災害救助法が発動された場合で、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、直接、農林水産省農産局長に要請することができる。

第14章 衣料品及び生活必需品供給計画

（福祉課、市民課）

本計画は災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品をそう失、又はき損し、災害時の混乱のため、これらの物資等を直ちに入手することが困難なり災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって、災害時における民心の安定を図るために定めたものである。なおその際には、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施責任者

- （1）救助法を適用するに至らない災害の場合は、必要に応じ市が行う。
- （2）災害救助法が適用された場合
 - ア 法第30条第1項の規定により市長が行う。（り災者に対する配分）
 - イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。（物資の購入及び輸送）
- （3）市限りで処理できないときは、隣接市町村、県、その他関係機関の応援を求めて実施する。

2 給与及び貸与の方法

- （1）救助物資は、備蓄物資の放出によるものとするが、不足ある場合は、一括購入する。
- （2）救助物資の購入計画

市長は、地区ごとの、世帯構成別被害状況等に基づき、備蓄物資の品目別在庫数量を考慮のうえ、救助物資の購入計画を樹立するものとする。
- （3）救助物資の配分

市長は、知事が示した配分計画に基づき、各り災者の被害の程度、世帯構成員数に応じて救助物資を配分するものとする。

3 給与または貸与する品目

品 目	内 容
寝 具	毛 布、タオルケット、布団等
衣 料	作業衣、学童服、スカート、下着類
炊事用具	鍋、釜、バケツ、湯沸等

4 給与対象者

住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

国庫負担限度額

世帯構成員	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	円以内 19,800	円以内 25,400	円以内 37,700	円以内 45,000	円以内 57,000	円以内 8,300
	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

5 期間

災害発生の日から10日以内に完了

第15章 給水計画

（上水道課、専用水道管理者）

被災地における飲料水の供給については、市長が実施する。従って、市長は、あらかじめ次の事項についての計画を樹立しておく。

1 補給水利の種別、所在、水量

市行政区域内及び隣接各町の上水道、簡易水道等の所在及び給水能力を確認しておく。

2 給水量

応急給水用の水量は災害発生から3日間は1人1日当たり3リットル、その後は20リットルを目標とする。

3 給水方法

- （1）第1次として給水車による周辺水道よりの運搬給水
- （2）第2次として被災水道施設の応急復旧対策

4 給水用機材の確保

- ④1）給水車又は給水用タンク及び運搬用トラック
- （2）ろ水機用小型トラック
- （3）その他必要な燃料、浄水用の薬品及び資材

5 可搬式ろ水機

被災地における給水については必要に応じて、県より可搬式ろ水機を借りることができる。

6 その他必要とする事項

大災害により市だけでは、給水能力が足りないときは、県や周辺市町村に給水を要請する。

7 災害救助法による飲料水の供給

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合

- ア 法第30条第1項の規定により市長が行う。
- イ 上記以外の場合、知事が行い、市長がこれを補助する。

（2）対象者

災害のため現に飲用水を得ることができない者

（3）飲料水供給のための費用

ア 国庫負担対象経費

- （ア） 水の購入費
- （イ） 給水又は浄水に必要な機械器具の借上費
- （ウ） 修繕費
- （エ） 燃料費
- （オ） 薬品及び資材費

イ 国庫負担限度額

飲料水供給のための実費

（4）給水期間

災害発生の日から7日以内

第16章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

（建設課、住宅建築課、市民課、福祉課）

本計画は災害のため住家が滅失し、救助法が適用された市で、り災者に対し住宅を貸与し、又は被害を受けた住家に対し居住のため必要最小限の部分を応急的に補修してり災者の居住安定を図るために定めるものである。

1 応急仮設住宅の設置

市は、応急仮設住宅の建設用地として市内の公有地の確保に努めるとともに、災害の規模、態様に応じ、県の協力を得て他の市町村有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。

建設用地については、県と連携して浸水や土砂災害等に対する安全性を点検、その適地をあらかじめ選定しリスト化するとともに、可能な限り土地所有者等の同意を得ておくものとする。

また、必要に応じて、県と連携して、公営住宅等の空き家を応急仮設住宅として活用するとともに、民間賃貸住宅や企業の社宅・寮の空き家の応急仮設住宅としての活用についてその所有者等に要請するものとし、あらかじめ借り上げ基準、入居者選定基準、手続き等について定めておく。

県は、災害連携協定締結団体との最新供給体制の共有と情報交換を行うとともに、建設型応急住宅の供給にあたっての、関係部局、市町、災害連携協定先との共同机上訓練に努める。

（1）実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行う。

（2）入居対象者

次の各号に該当するものであること。

- ア 住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がない者
- イ 自らの力では住家を得ることができない者

（3）供与の方法

応急仮設住宅は、建設し供与する建設型応急住宅、民間賃貸住宅を借上げて供与する賃貸型応急住宅、又はその他適切な方法により供与するものとする。

ア 建設型応急住宅

（ア）規模

1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

（イ）国庫負担限度額

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、6,833,000円以内とする。

（ウ）着工

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置

（エ） 貸与期間

建設完了の日から建築基準法第85条第3項又は第4項に規定する期限までとする。

イ 賃貸型応急住宅

（ア） 規模

世帯の人数に応じてアの（ア）に定める規模に準ずる。

（イ） 国庫負担限度額

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、その他民間賃貸住宅の賃貸又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額

（ウ） 借上

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供するものとする。

（エ） 貸与期間

アの（エ）と同様の期間とする。

2 住宅の応急修理

（1）実施責任者

救助法が適用された場合は、原則として知事が行うが、法第30条第1項の規定により市長が行うこととした場合は、市長が実施する。

（2）応急修理の対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 災害のため住家が半壊半焼、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理できない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

（3）修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分

（4）修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了

（5）費用

国庫負担限度額 1世帯当たり次に掲げる額以内

ア イに掲げる世帯以外の世帯 717,000 円以内

イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯
348,000 円

第17章 障害物の除去計画

（建設課）

災害時に際して、土石、立木及び災害を受けた工作物等、障害物を除去し災害の拡大防止と、交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するため次の要領により計画をたてる。

1 除去計画の策定

豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に起因して崩土、又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

- （1）崩土により土砂、立木又は落石等により道路を閉塞する場合、各出先機関にて予想される個所について予め集積又は捨土個所を選定しておくこと。
- （2）障害物除去に必要な車輛、重機械器具等を常に点検整備し、随時使用出来るようにしておくこと。
- （3）災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、県建設機械公社、建設技術センターと充分連繫をとること。
- （4）応急復旧に要する所要人員の明細は、車輛器材及び災害の程度を考慮し出先機関において対処し得るよう計画しておくこと。
- （5）以上の他必要な事項については、出先機関の長において、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

2 海上の障害物

航路その他、海上交通の障害となる物件については、海上保安部において、状況調査及び除去の指導ならびに航行警報、報道機関等による周知の方法を講ずる。

3 災害救助法による障害物の除去

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第30条第1項の規定により市長が行うこととした場合は、当該市長が行う。）

（2）障害物除去の対象

次の各号に該当するものであること。

ア 居室、炊事場等生活にかくことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあること。

イ 自己の資力では、障害物の除去ができない者

（3）除去の範囲

日常生活に欠くことのできない場所に流入した障害物に限る。

（4）除去のための費用

ア 国庫負担対象経費

（ア） 機械器具等の借上費又は購入費

（イ） 輸送費

（ウ） 賃金職員等雇上費等

イ 国庫負担限度額

1 世帯につき 140,000 円以内

（5）除去の期間

災害発生の日から 10 日以内に完了

第18章 義援金品募集配分計画

（福祉課、会計課）

本計画は、災害により災者に対する義援金品の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものである。

1 実施内容

市は、市、県、日本赤十字社などに寄託された被災者あての義援金品について、確実かつ迅速に被災者に配分するため、県及び日本赤十字社と連携し、次のとおり行う。

（1）義援金品の受付

市に寄託される義援金品は、原則として福祉課を窓口として受け付け、会計課において収納する。

（2）義援金品の配分

ア 配分の基準

市に寄託された義援金品及び県または日本赤十字社等から配分を委託された義援金品の配分にあたっては、被災の状況及び被災者の世帯構成等を基礎とし、義援金品の受納量に応じ配分する。

イ 配分計画の作成

（ア） 義援金品の配分については、福祉課及び関係機関協議の上、配分計画を決定する。

（イ） 義援金品の配分は、福祉課が、各地区及び各種民間団体の協力を得て実施する。

ウ 配分方法

配分にあたっては、社会福祉協議会及び各地区等に協力を要請し、配分業務を依頼する。

（3）義援金品の保管

義援金品の保管については、福祉課と会計課が協議し、配分が完了するまで義援金（物資）受付簿に整理し、厳重な保管をなすものとする。

第19章 保健医療に係る対策計画

（健康ほけん課、包括支援課）

1 被災地の状況把握

非常災害時に迅速かつ適切な保健医療サービスを提供するためには、情報を迅速かつ正確に把握することが重要であることから、県及び被災地保健所は、市町と連携して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等の情報共有に関するシステムを活用する等により、以下の事項について情報収集を行う。

- （1）被災地の衛生行政機能の被災状況
- （2）施設・設備の被害状況
- （3）診療（施設）機能の稼働状況
- （4）職員の被災状況、稼働状況
- （5）医療品等及び医療用敷材の受給状況
- （6）施設への交通状況等

2 県における保健医療福祉活動の総合調整の実施

県及び保健所は、大規模災害が発生した場合には、「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」（令和4年7月22日付通知）及び「災害医療コーディネーター活動要領及び災害時小児周産期リエゾン活動要領」に基づき、市町と連携して、以下の措置を講ずる。

- （1）県における災害対策に係る保健医療福祉活動の総合調整として、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院からの救護班、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会（災害支援ナース）日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDAT-DAT）、保健師等（以下この項において「保健医療活動チーム」という。）並びに災害派遣福祉チーム（DWAT）等の保健医療福祉活動従事者の派遣調整、保健医療活動に関する情報連携（保健医療活動チームに対する避難所等での保健医療活動の記録等のための統一的な様式の提示を含む。）並びに保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析を行う。
- （2）県災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）統括、県災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターを配置し、助言及び支援を受けて保健医療福祉活動の総合調整を行う。

3 被災地における指揮調整機能の維持

- （1）災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

県は、災害が発生し、保健医療福祉調整班が設置され、被災都道府県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要になるなど、県内の保健所、保健所設置市の相互支援では保健医療

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

福祉活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援要請をする。

（2）災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の活動

被災地に応援派遣された健康危機管理支援チーム（DHEAT）は、災害時保健医療福祉対策に係る情報収集、分析評価、連絡調整等の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう、県保健医療福祉調整班及び被災地の保健所を支援する。

4 保健医療活動従事者の確保

（1）医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣

①県は、被災地の被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、長崎DMAT指定病院に長崎DMATの派遣を要請する。

②県は、被災市町等から医療救護の派遣要請があった場合や被災地の状況を踏まえ医療救護の派遣が必要と認めた場合は、各種協定に基づき、基幹災害医療センター、被災市町以外の地域災害医療センター、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、長崎県薬剤師会、長崎県看護協会、長崎県栄養士会、長崎災害リハビリテーション推進協議会または九州・山口各県に保健医療活動従事者の派遣について要請する。なお、これらの団体は、緊急やむを得ない場合は、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

③県は、状況により、被災地において精神保健医療活動の支援を行うため、専門的な研修を・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。また、県に必要に応じて、被災県以外の都道府県に、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。

④日本赤十字社長崎県支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により医療救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

医療救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする

（2）救急患者及び医療活動従事者の搬送体制の確保

①県は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。

②県は、医師、看護師等の医療救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

5 被災地における医療・保健の確保

（1）医療施設への電気、ガス、水道の確保

①被災地内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

②県及び被災市町は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先

的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。

③県及び被災市町は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。

④県は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

（2）救護所及び避難所救護センターの設置

①被災地保健所及び被災市町は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所及び避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

②避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

設置に当たっては、被災地における医療施設の稼働状況や復旧場を勘案する。

避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行うこと。必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

（3）医療機器の修理及び交換

県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等支援を行う。

（4）医療施設の入院患者等に対する安全対策

①医療施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入院患者等の安全を確保する。

②入院患者等の避難を実施するにあたって、マンパワーの不足、移送先医療施設の調整が必要な場合は、医療施設からの要請により、県及び市町はマンパワーの確保、移送先医療施設の斡旋等の支援を行う。この場合、県は必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請する。

6 公衆衛生医師、保健師・管理栄養士等による健康管理

（1）健康管理に必要な情報の収集・共有化

県及び被災市町は、避難所等の被災者の健康管理を適切に実施するため、速やかに避難所等の衛生状況など健康管理活動に必要な情報を収集し、厚生労働省健康・生活衛生局に報告するとともに、関係者間で共有する。なお、被災市町がその被災状況等により、情報収集ができない場合には、県が保健所等と連携して実施する。

（2）被災者への健康管理活動

県及び被災市町は、以下により被災者の健康管理を行う。

①公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行う。

②保健所等において、保健師等が収集した被災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行う。

③保健所等において、被災県及び市町以外の都道府県及び市町村から被災県及び市町に派遣

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

されて支援にあたる救護班当の指揮及び救護班等の支援に関する必要な調整を行う。

- ④被害状況等を踏まえ、保健所等において、（２）及び（３）を行うことが困難であると判断される場合には、当該保健所等を支援するため、県内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等を当該保健所等に応援・派遣する。
 - ⑤健康管理に関する業務を担当している部局は、食料調達に関する業務を担当している部局と連携しつつ、管理栄養士等により、被災者に対する食事の確保及び食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。
 - ⑥被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者の健康管理を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者の健康管理のための実施計画の策定等により、計画的な対応を行う。
 - ⑦避難所等で生活する妊産婦及び乳幼児並びに被災した子どもたちに対する心身の健康管理の支援の留意点について、被災地で専門的な支援にあたる保健師、助産師、看護師等に対して周知する。
- （３）公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣受入
- ①県及び被災市町は、被災者の健康管理に関し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１７、災害対策基本法第３０条第２項及び第７４条の規定等により、その他の都道府県市町村に公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。
 - ②県・被災市町は、被災者の健康管理に際し、管内の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等のみによる（２）①への対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康・生活衛生局に被災都道府県・市町村以外の都道府県及び市町村からの公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援要請をする。

7 医薬品等の供給

（１）被災地の状況把握

県は、医師会、薬剤師会、医薬品卸業組合等を通じ、被災地内の医薬品の在庫、需給状況を把握する。

（２）医薬品等の確保及び供給

- ①県は、被災市町から医薬品の調達について要請があったときは、災害用の備蓄医薬品等の活用や長崎県医薬品卸業組合等への供給要請を行う。
- ②県は被災市町から血液の供給の要請があったときは、長崎県赤十字血液センター、長崎県赤十字血液センター佐世保出張所に協力を要請する。

（３）医薬品の仕分け及び管理

県及び被災市町は、救護所、医薬品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

8 救急医療対策計画

（1）計画の目的

市の区域に集団的に、多数の死傷者が発生した場合における救急医療対策が、迅速かつ的確にできる体制の確保を図ることを目的とする。

（2）計画の性格

この対策は、集団的な死傷者に対する応急対策であって、事故等の発生に直接関係する施設の管理者等の組織する救急医療体制、市の通常の救急医療体制をもって処理することのできない場合などの特殊的な救急医療対策をいう。

（3）計画の推進

ア 関係機関

集団的な死傷者が発生した場合の責務を有する機関は、緊密に連携・協力して、迅速かつ効果的な救急医療対策を実施できるように努めるものとし、必要に応じて連絡会議を開催する。

救急医療対策の推進のための主な関係機関は、次のとおりとする。

- ① 県
- ② 警察
- ③ 市
- ④ 消防機関
- ⑤ 県医師会
- ⑥ 郡市医師会
- ⑦ 医療機関
- ⑧ 日本赤十字社長崎県支部
- ⑨ 自衛隊
- ⑩ その他

イ 推進事業

関係機関は、次の事項について連携し、救急医療対策を樹立するものとする。

- ① 救急医療体制の整備
- ② 通報・連絡
- ③ 医薬品、資機材の確保及び輸送
- ④ 死傷者の輸送及び収容
- ⑤ 医療関係者の出動
- ⑥ 関係機関等の連携・調整
- ⑦ その他

9 後方医療対策計画

救護班では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受け入れ治療を行う。

市は、患者の陸上搬送やヘリコプター搬送等について県や佐世保市消防局等に要請する。

第20章 防疫計画

（健康ほけん課）

浸水等のあとで発生する感染症の予防を図る防疫計画は、次によるものとする。

1 防疫活動組織

- （1）1日編成可能班数（各保健所それぞれ防疫班1、消毒班1）市においても編成する。
- （2）出動時間 8時間（実働時間）現地状況で延長される。
- （3）防疫対策 健康診断（検便）、清潔法、消毒法、そ族昆虫駆除

2 防疫業務の実施基準

- （1）知事の指示により感染症予防委員を選任し、防疫活動に従事させる。
- （2）感染症の病原体に汚染された場所の消毒
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」と略記）第27条の規定により知事の指示に基づき実施する。実施にあたっては、規則第14条に定めるところに従って行う。
- （3）物件に係る措置
法29条の規定により知事の指示に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第16条に定めるところに従って行う。
- （4）ねずみ族、昆虫等の駆除
法28条の規定により知事の定める地域内で、知事の命令に基づき実施する。
実施にあたっては、規則第15条の規定により定められたところによる。
（薬剤の所要量は日本公衆衛生協会発行の災害防疫事務提要に記載された算出基準により実施のこと）

3 防疫実施方法

市において実施する。
代執行をもって実施することもある。
（災害の状況により出動編成班数を増員することもある。）

4 防疫活動に必要な携行資材補給方法

市において県下業者より購入する。
代執行の場合は、県福祉保健部福祉保健課において購入手続きを行い補給する。

5 備蓄資材の在庫場所、資材名、調達順序、調達先所管

- （1）備蓄資材の在庫場所
市内卸業者
- （2）資材名
逆性石けん、次亜塩素酸ソーダ、さらし粉、生石灰、その他破傷風血清、蛇毒血清等

6 防疫対策

県及び被災市町は、必要に応じ、以下の家屋内外の消毒等の防疫活動を行うものとする。

- ①県及び被災市町は、「災害防疫実施要綱」（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。
- ②県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、被災市町に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。
- ③県は、被災市町から要請があったときは、防疫に必要な器具機材等の調達・要請を行うこと。
- ④夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状況の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具器材が不足することも想定されるため、県は、必要に応じ、九州・山口各県に対して速やかな応援要請を行うこと。
- ⑤冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザ等が避難所において流行することが考えられるため、県及び被災市町は手洗いの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行うこと。
- ⑥避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、被災市町は、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。
- ⑦被災市町を管轄する保健所は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、県へ感染対策チーム（DICT）の派遣を要請すること。県は日本環境感染学会等と連携し対応を調整する。

7 動物対策

（1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策

県及び被災市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、以下のような対策を行う。

①県

長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼養者等に対して必要な支援を行う。
被災市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。

必要に応じて、九州・山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。

②被災市町

愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

第21章 廃棄物処理に係る防災体制と廃棄物の処理

（環境政策課）

1 廃棄物処理に係る防災体制の整備

（1）一般廃棄物処理施設の耐震化等

ア 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。

イ 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。

（2）災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

ア 近隣の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備すること。

イ 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

ウ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備すること。

エ 生活ごみを含めた災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみを含む災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保すること。

災害廃棄物の仮置き場については、関係者と協議の上、その候補地をあらかじめ選定しておくこと。

オ 市は、PCBやアスベスト等の有害廃棄物について、あらかじめ使用状況の実態や保管等の状況を把握すること。

2 災害廃棄物の処理

（1）被災地の状況把握

市は、災害の発生直後から、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生量見込み、建物被害と災害廃棄物の発生量見込み等について情報収集を行う。

（2）災害による廃棄物の処理

ア 市は、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。有害廃棄物については、他の災害廃棄物と分別して保管し、県が示す処分方法により適正に処理を行う。

イ 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には、県に対して支援を要請する。

（3）仮設便所等のし尿処理

ア 市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設便所については、民間レンタル業者からレンタルし、設置をできる限り早期に完了する。なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

イ 市は、上水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

（４）生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

（５）その他の災害廃棄物の処理

ア 市は、発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入させ、粗選別を行った後、二次仮置場で破砕・選別等の処理を行い、出来る限りリサイクルに努める。その後、焼却処理など減量化を図り、埋立処分を行う。

イ 処理にあたっては、再資源化・減量化のため、廃棄物の種類に応じた処分方法に留意し、処理フローを作成して処理を実施する必要があるが、その処理の行程等ごとに必要な事項について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

行程等	主な事項
収集運搬体制	体制の構築、収集・運搬ルート計画、必要な人員・資機材の確保
仮置場	仮置場の選定、必要面積の算定、設置、搬入・搬出、管理方法
処理施設	破砕・選別施設、仮設焼却炉の設置検討
損壊家屋の解体・撤去	撤去等に関する指針の概要
避難所ごみ処理	ごみの排出区分
離島における災害廃棄物処理対策	島内処理と島外処理
環境対策・モニタリング	モニタリングの目的、項目
津波堆積物	基本的処理フロー
特別な対策が必要となる廃棄物	有害廃棄物・危険物、廃家電製品、廃自動車、廃二輪車、太陽光発電設備、腐敗性の強い廃棄物、思い出の品等

第22章 在港船舶対策計画

（海上保安部）

災害発生時に際して在港船舶の危険を防除するため、次により対処するものとする。

港内にある船舶の災害防止と救助について、海上保安部においては次の対策を講ずる。

- （1）災害が予想されるときは、関連情報の伝達、早期避難の勧告、荒天準備の指導、避泊地への誘導、整理等を行い、避難状況を把握する。
- （2）災害により人命、船舶の救助を要するときは、速やかに巡視船艇あるいは海上保安官を派遣して救助作業を実施する。

第23章 輸送計画

（防災基地対策課、建設課、西海警察署）

本計画は、災害応急対策の実施に必要な人員、資器材生活必需物資等の輸送を迅速かつ確実に行うための必要な事項を定める。

1 実施機関

災害応急対策要員又はり災者、災害応急対策用物資及び機械等の輸送は災害応急対策を実施する県、市又はその他の防災関係機関が行うものとする。

この場合、り災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は第1次的には、市が市地域防災計画に定めるところにより実施するものとし、他の防災関係機関は、市が行う緊急輸送に積極的に協力するものとする。

2 輸送方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を充分調査し、最も迅速確実に輸送できる方法をもって行うものとする。

主なる輸送の方法は次のとおりである。

- （1）車両による輸送（道路によるもの）
- （2）船舶による輸送（海上、河川によるもの）
- （3）航空機による輸送（空路によるもの）
- （4）人力による輸送

3 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとする。

（1）り災者の避難輸送

市長、警察官等避難指示者の指示に基づき長距離避難のための輸送

（2）医療及び助産のための移送

重傷患者で医療班では、処置できないもの等の移送及び医療班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療班関係者の移送等

（3）り災者救出のための輸送等

救出のため必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

（4）飲料水供給のための輸送

飲料水の直接輸送及び飲料水確保のための必要な人員、ろ水器その他機械器具、資材等の輸送

（5）救済用物資の輸送

り災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊き出し用食糧、学用品及び救助に必

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

要な医療衛生材料、医薬品等の整理配分のための輸送

（6）死体捜索のための輸送

死体捜索のため必要な人員、資材等の輸送

（7）死体処理のための輸送

死体処理のための医療班員あるいは衛生材料等の輸送及び死体を移動させるため必要な人員、死体等の移送

（8）その他災害応急対策の実施に必要な人員、資器材、生活必需物資等の緊急輸送

4 車両、船舶及び舟艇等の確保

災害応急対策を実施する機関は自ら保有し、又は直接調達し得る車両、船舶及び舟艇等をもって輸送を行うものとする。ただし市又はその他の実施機関はその車両等で不足する場合は、県に応急要請するものとする。

（1）乗用車、バス及び貨物自動車

陸運支局を通じ、バス会社、タクシー業者及び運送業者等に協力を求める。

（2）特殊自動車

運送業者所有のものについては、陸運支局を通じ、建設業者所有のものについては、県土木部を通じ、業者の協力を求める。

（3）舟艇

ア ボート 県総務部（**防災企画課**）を通じボート業者に協力を求める。

イ 漁 船 県水産部（漁政課）を通じ漁業協同組合に協力を求める。

（4）船舶

県企画部（交通政策課）を通じ、旅客船事業者に協力を求める。

5 航空機の要請

市は、災害応急対策の実施にあたり交通が途絶し、陸上による緊急輸送が困難であると認めたときは、県を通じ、航空機による輸送について自衛隊に要請する。

6 応援協力要請の手続き

災害対策実施機関は、他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象、輸送台（隻）数等必要な輸送条件を明示して行うものとする。

7 従事命令による輸送の確保

通常の方法では、車両、船舶の輸送力を確保することが非常に困難であると知事が認めたときは、救助法第24条及び基本法第71条により従事命令を執行して輸送業者を輸送業務に従事させ、輸送の万全を期するものとする。

8 費用の基準及び支払い

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

輸送業者による輸送、あるいは車両等の借上げは、本県の地域における慣行料金（国土交通省の認可及び届出運賃料金以内）によるものとする。なお自家用車両等の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送業者に支払う料金の範囲内（概ね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。

ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。運送費あるいは借上料の請求にあたって、債権者は輸送明細書（別記様式）を請求書に添付して提出するものとする。

9 救助法が適用された場合

救助法が適用された場合の緊急輸送は、県（福祉保健部）が他の部局及び機関の協力を求めて、これを実施する。

ただし、事態が急迫したため、県の輸送措置をまついとまがないとき又は、特別事情があるときは、次の基準により市長が、知事の補助機関としてこれを実施する。

（1）輸送の範囲とその期間

輸送の範囲		輸送実施の認められる期間	
り災者の避難輸送		災害が発生し、又は災害が発生しようとする1両日	
医療に関する輸送		災害発生の日から	14日以内
助産に	〃	〃	13日以内
り災者の救出に関する輸送		〃	3日以内
飲料水供給のための輸送		〃	7日以内
救 援 用 物 資 輸 送	炊出し用食糧調味料及び薪炭等の輸送	〃	7日以内
	医薬品及び衛生材料の輸送	〃	14日以内
	被服、寝具、その他の生活必需品の輸送	〃	10日以内
	学用品の輸送	教科書については災害発生の日から1か月以内、その他は15日以内	
死体そう索のための輸送		災害発生の日から	10日以内
死体処理のための輸送（埋葬を除く）		〃	10日以内

（注） 輸送の範囲については、上記以外についてとくに必要な場合には事前に厚生労働大臣に協議し、その同意を得て実施することがある。

（2）費用の基準

当該地域における通常の実費とし、概ね次の経費とする。

- ア 運 送 費（運賃）
- イ 借 上 料
- ウ 燃 料 費
- エ 消耗器材費
- オ 修 繕 費

（3）輸送実施市長の措置

救助法に基づく輸送の実施について必要な帳簿、証拠書類を整理保存する。

第24章 交通応急対策計画

（防災基地対策課、建設課、西海警察署、海上保安部）

本計画は災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡、交通規制等について定める。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

実施機関	範 囲
道路管理者	（道路法第46条） 1 道路の破損決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会	（基本法第76条） 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合。 （道路交通法第4条1項、第5条1項、第6条4項） 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 （公安委員会又は警察署長） 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 （警察官の行う一時的なもの）
港湾管理者	（港湾法第12条第1項、第4号の2） 1 水域施設（航路、泊地及び船だまり）の使用に関し、必要な規制
海上保安部	（港則法第37条） 1 船舶交通の安全のため必要があると認めるとき。 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混乱が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため必要があると認められるとき。 （海上保安庁法第18条） 1 海上保安官が、その職務を行うため、周囲の状況から真にやむを得ないと認めるとき。

2 支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋りょう等の支障箇所について必要に応じ関係機関に通報又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

（1）道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋りょう等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したときもしくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領によりすみやかに必要な交通規制を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

（２）公安委員会（西海警察署）

ア 交通安全のための規制

県公安委員会（西海警察署）は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これが危険を防止するため必要と認めたときは、すみやかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会（西海警察署）は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会（西海警察署）は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（様式１）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

（ア）交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、県公安委員会及び本県に隣接し、又は近接する県の公安委員会は、直ちにそれぞれの県の区域内の居住者等に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

（イ）交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。

b 区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c a 及び b のいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a 及び b のいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端にそって駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

（ウ）警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

（ア）の a 及び b にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

（エ）警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

a 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認め

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

るときは、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定〔災害派遣〕により派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

c 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

d 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

e 損失保障

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失保障をしなければならない。

（3）港湾管理者

海上において、災害応急対策の遂行あるいは、航路障害のため、船舶交通を規制する必要があるときは、港湾管理者は、港長、海上保安部長と緊密な連けいを保ち、所轄業務を通し相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険地域の周知及び港内岸壁付近の交通整理を行う。

（4）海上保安部

ア 必要に応じ、船舶の交通の制限又は禁止をする。

イ 航路障害物の発生した時は、航行警報の放送等必要な措置をとると共に、所有者は占有者に対し除去を指示する。

ウ 航路標識に異常を認めたときは、航行警報の放送、早期復旧等必要な措置をとる。

エ 水深の異常を認めた時は、応急検測航行、警報の放送等必要な措置をとる。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

（1）緊急通行車両について

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

県公安委員会が指定〔（ア）、（イ）については届出〕した次に掲げる自動車で、それぞれの緊急用務のため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光燈をつけて運転中のもの

- (ア) 消防機関その他の者が消防のための出動に使用する消防用自動車のうち消防のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
 - (イ) 国、都道府県、市町村、日本道路公団又は医療機関が、傷病者の緊急輸送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの
 - (ウ) 消防機関が消防のための出動に使用する消防用自動車〔(ア)に掲げるものは除く〕
 - (エ) 警察用自動車のうち、犯罪の捜査、交通の取締りその他の警察の責務の遂行のために使用するもの
 - (オ) 自衛隊用自動車のうち、部内の秩序維持または自衛隊の行動もしくは自衛隊の部隊の運用のために使用するもの
 - (カ) 検察庁において使用する自動車のうち、犯罪捜査のために使用するもの
 - (キ) 刑務所その他の矯正施設において使用する自動車のうち、逃走者の逮捕もしくは連れもどし、または被収容者の警備のため使用するもの
 - (ク) 入国者収容所または入国管理事務所において使用する自動車のうち、容疑者の収容または被収容者の警備のため使用するもの
 - (ケ) 電気事業、ガス事業その他の公益事業において危険防止のため応急作業に使用する自動車
 - (コ) 水防機関が水防のための出動に使用する自動車
 - (サ) 保存血液を販売するものが保存血液の応急運搬のため使用する自動車
 - (シ) 道路の管理者が使用する自動車のうち、道路における危険を防止するため必要がある場合において、道路の通行を禁止し、もしくは制限するための応急措置または障害物を排除するための応急作業に使用するもの
 - (ス) 総務省において使用する自動車のうち、不法に開設された無線局の探査のための出動に使用する車両
 - (セ) 上記のもののほか、緊急自動車である自衛隊用自動車に誘導されている自衛隊用自動車
- イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両
- (ア) 緊急輸送車両
 - 緊急輸送車両として認める車両は次のとおりとする。
 - 指定行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調達する車両で次に掲げるとおりとする。
 - a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両
 - b 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
 - c 被災者の救護、救助その他保護を行うための車両
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
 - e 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
 - f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持を行うための車両

h 緊急輸送の確保を行うための車両

i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置を行うための車両

（イ）災害応急対策を実施するための車両

ポンプ車、クレーン車等特別の構造又は設備を有する車両で災害応急対策を実施するためのもの

ウ 確認の申請

（ア）道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。

（イ）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用人は、緊急通行車両であることの確認をうけるために、知事又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書（様式2）により申請し、標章（様式3）及び確認証明書（様式4）の交付をうけるものとする。

エ 確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）

（ア）知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。

大瀬戸土木事務所（総務課）

（イ）県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。

県警本部交通部交通規制課

各警察署（交通課）

オ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理てん末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。

カ 緊急通行車両の使用人は、交付を受けた標章を使用する緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

キ 緊急通行車両の使用人は、緊急通行を終了したときは、ただちに標章及び確認証明書を返納するものとする。

ク 県は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

（2）通行の禁止又は制限の対象から除外する車両について

緊急通行車両は、災害時の応急対策活動に使用される車両に限定されるが、応急対策に従事しないものであっても、社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保するうえで必要な車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限りにおいて、かつ原則として災害応急対策期においては運用しないことより通行を認めるものとし、その取扱いについては次によるものとする。

ア 通行の禁止又は制限の対象から除外できる車両（規制除外車両）

社会生活維持に不可欠と認められる公益上又は社会生活上特に通行させる必要がある等特別な事情がある車両のうち、規制除外車両として県公安委員会（警察署）に申請し、除外車両通行証明書及び除外標章の交付を受け、当該除外標章を車両の前面の見やすい箇所

に掲示して、かつ、当該目的のため使用中の車両

イ 規制除外車両の申請

（ア）除外標章の交付を受けようとする者については、規制対象除外車両通行申請書（様式5）を提出し、通行禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署（管轄する警察署が2以上ある場合は、そのいずれかの警察署）に申請させるものとする。

（イ）除外車両の申請を受理した警察署は、原則として災害応急対策期以外において通行させる必要を認め、かつ、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない場合においては規制対象除外車両通行証明書（様式6）及び除外標章（様式7）を交付するものとする。

（ウ）警察署は、規制対象除外車両申請受理簿を備え付け、規制除外車両の受理及び処理経過を明らかにしておくものとする。

（3）緊急通行車両等の事前届出、確認手続きについて

県公安委員会は、緊急通行車両の数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ当該車両が緊急通行車両として使用されるものに該当するかどうかの審査（以下「事前届出」という。）を行う。

なお、新規の事前届出については、警察庁が整備する行政手続サイトを使用する方法により行うことができる。

ア 事前届出の申請

（ア）対象となる車両

緊急通行車両のうち、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。

（イ）申請者

事前届出の申請者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む）。

（ウ）申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部

（エ）申請書類

a 輸送協定書等の、申請にかかる車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）。

b 緊急通行車両等事前届出書（様式8）

イ 届出済証の交付等

県公安委員会は、申請に係る車両が緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては緊急通行車両等事前届出済書（様式8、以下「届出済証」）を申請者に交付するものとする。

ウ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者は、届出済書の内容に変更が生じ又は届出済書を忘失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合は、再交付を申請することができる。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

エ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証を返還しなければならない。

オ 事前届出の処理経過

県公安委員会は、緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくものとする。

5 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれからの事項を通知する。

6 発見者等通報（基本法第54条）

災害時に、道路、橋りょう等の交通施設の危険な状況又は、交通が極めて混乱している状況を発見した者は、すみやかに市長または警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては市長へ、市長にあっては、その路線の管理者又はその地域を管轄する警察機関へそれぞれ通知する。

7 迂回路等

実施機関が交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにその旨、必要な地点に標示し、一般交通に、できる限り支障のないよう努める。

第25章 文教応急対策計画

（教育委員会）

1 文教施設の応急復旧対策

（1）災害が発生した場合、その被災額の多少にかかわらず小・中学校においては、市災害対策本部へ報告する。また、市本部は、その結果を県本部へ報告するものとする。この報告の方法は、書類報告の事前に、電信、電話等により最も速やかに到着する方法によること。

県立高等学校長は県本部に遅滞なく災害の状況及びこれに対する応急措置の概要を報告する。

（2）上記による被害状況報告を速やかに収集し、関係各機関へ報告するとともに、災害地（校）との事後の連絡を密接にとり、必要に応じて係官の派遣を要請する。

（3）被災校に職員を派遣し、被災状況の資料作成を促進するとともに、直ちに授業が再開できるよう措置する。

（4）他校等に応援協力を求める必要があるときは、適宜連絡し、その調整指導を行う。

2 応急教育実施の予定場所及び教職員の確保

（1）市教育委員会又は県立学校長は、あらかじめ災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、学校教育活動が災害のため中断することのないよう応急教育実施の予定場所の選定等について、関係諸団体と協議するとともに教職員、住民に対し周知徹底を図るものとする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
○ 学校の校舎が一部災害をうけた程度の場合	① 特別教室、屋内運動場等を利用する。 ② 2部授業を実施する。
○ 学校の校舎が全部災害をうけた場合	① 公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 隣接学校の校舎を利用する。 ③ 応急仮設校舎を建設する。
○ 特定の地区全体について相当大きな災害をうけた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。
○ 県内大部分（広域な範囲）について大災害をうけた場合	① 避難先の最寄りの学校、公民館その他の公共施設等を利用する。 ② 応急仮設校舎を建設する。

（2）市本部のみで措置できない小、中学校等の応急対策については、県本部に協力を要請する。

（3）被害の程度に応じ、教育の場が公民館その他の公共施設等に変更され、又は逆に学校が避難所等として学校施設の目的外に使用される場合が少なくなく、さらに教科書、学用品等の損失も当然生ずるものと思われるので、次の点に留意して応急教育を実施する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- ア 教科書、学用品等を損失した児童生徒のみの負担にならないよう応急措置をとると共に豚藪方面に協力を求める。
 - イ 授業が不可能になる事態が予想される場合は、教育の低下をきたさないよう学習の方法等をあらかじめ通知をする。
 - ウ 授業不能が長期にわたるときは、連絡の方法、組織の整備工夫をする。
- (4) 公立学校の校長は、学校が避難所等として使用される場合は、次の措置を講じる。
- ア 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利用について必要な指示をする。
 - イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の保全に努める。
 - ウ 避難生活が長期化する場合における避難所としての使用範囲や使用方法等応急教育活動と避難活動との調整について、あらかじめ市と必要な協議を行う。この場合、災害時に学校施設には救護所、遺体安置所、救援物資集積所等避難所以外の用途への利用が要請されることに配慮する。
 - エ 学校が避難所となった場合における教職員や児童生徒の対応マニュアルをあらかじめ作成し、周知するよう努める。

3 教材、学用品の調達及び給与の方法

救助法に定める基準外の学用品等の調達、給与あるいは購入のあつせん方法については、市教育委員会、あるいは、各県立学校等において計画を樹立しておく。

4 授業料の減免、育英資金の貸与についての措置

- 1) 高等学校長は、災害の規模が大きく、その被害が甚大であった場合には速やかに生徒のり災状況調査を行い取りまとめて報告しなければならない。
- (2) 県本部においては、高等学校生徒のり災状況を取りまとめ、その措置の必要を認めたときは、授業料及び手数料の減免又は日本育英会、長崎県育英会の奨学金貸与について、特別の配慮をするものとする。

5 給食等の措置

被害を受けた給食用物資に対して、市はその状況を県本部に速やかに報告するものとする。

6 公民館及びその他の社会教育施設の対策

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は災害応急対策として、特に避難所、災害対策本部等に利用されることが多いので、被災状況を速やかに掌握すると共に、その応急修理を実施するよう指導する。

7 文化財対策

被災文化財については、現況を維持するよう被害文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。

8 その他

市における文教対策計画については、市防災計画において定めるほか、各学校等においても必要な計画を定めることとする。

9 災害救助法による学用品の給与

（1）実施責任者

災害救助法が適用された場合は原則として知事が行う。（法第30条第1項の規定により、市長が行うこととした場合は、市が行う。）

（2）給与対象者

次の各号に該当する者であること。

ア 住家が全焼（壊）半焼（壊）流失及び床上浸水の被害をうけた小中学校の児童生徒

イ 学用品がなく、就学に支障を生している者

（3）学用品の品目

ア 教科書及び教材

イ 文房具

ウ 通学用品

（4）給与の期間

災害発生の日から教科書については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内に完了。

第26章 ライフライン応急対策計画

（上水道課、下水道課、九州電力送配電㈱、N T T西日本、専用水道管理者）

第1節 電力施設災害応急対策計画

本市における電力応急対策については、九州電力送配電㈱長崎配電事業所が主体となり災害応急対策にあたるものとする。

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限度に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、したがって復旧資材と労働力とをもって短期間に復旧する必要がある。

そのためには、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援が必要である。

1 応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、各事業所においては定められた非常災害対策組織運営基準に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

即ち、災害が予想される場合は、直ちに本店に非常災害対策総本部、支社には非常災害対策本部、営業所に非常対策部が設置され、必要な情報の連絡又は対策に対する指令が行われる。

連絡に必要な通信設備としては、マイクロ無線、移動無線、光搬送等があり、殆ど通信不能となるような事態はおこらない。

電力供給は生活に直結し、災害対策の上からも緊急復旧が望ましく、短期間にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので、社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧につとめる。

2 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

（1）人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、市長に応援を求めるものとする。

（2）塩害により広範囲に停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係わる等、重大な社会的影響が予想される場合は、知事に水洗の実施について応援を求めることができる。

（3）停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に及び、広報対応が困難な場合、市長に停電、復旧状況の広報についての応援を求めるものとする。

（4）復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所

として公共施設等を利用する以外方法がない場合、市長に応援を求めるものとする。

（５）交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達するものとする。

（６）道路破損箇所の補修

道路破損による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達するものとする。

（７）電柱、電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国及び地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し、電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、市長に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達するものとする。

3 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、各営業所に機器の予備品、電柱、電線等を保管している。

第2節 水道施設災害応急対策計画

1 実施機関

上水道、簡易水道管理者及び専用水道施設の管理者

2 応急対策用員の確保

水道事業者（管理者）は、災害応急対策活動に必要な人員をすみやかに確保するため、平素から非常配備における人員編成計画を作成し動員体制について確立しておく。なお、災害の状況により実施機関のみの人員で不足する場合は、指定工事店等に協力を求めて確保する。

3 応急対策用資材器材の確保

排水のための自吸式ポンプ並びに渦巻きポンプを設置するとともに、応急復旧を実施するために必要な最小限の資器材を確保しておく。

なお、災害の状況により実施機関のみの資材で不足する場合は、指定工事店等から緊急に調達する。

4 応急措置

（１）施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処理するとともにとくに浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するように一般に周知する。

（２）災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

- （3）取水、導水、浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他系統の全能力をあげて給水するとともに施設のすみやかな復旧をはかる。
- （4）各配水池がすべて使用不能となったときは、他の市町村から給水をうけるための給水車を派遣する等、飲料用の最低量を確保につとめるとともに、施設の応急的な復旧に全力をあげるほか、水道にかえ大口の井戸水を滅菌して使用する。
- （5）配水管の幹線が破壊したときは、相当広範囲にわたり給水不能となるので給水車を出動させる等の方法により給水を確保する。
- （6）配水管の幹線が各所で破壊し、出水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は配水池からの送水を停止し、破壊箇所の応急修理を行う。
- （7）給水車の被災地への派遣を円滑に進めるため、要請状況と対応状況を市町とともに、共有し、連携の強化を図る。

第3節 下水道施設災害応急対策計画

1 被害調査

下水道施設については、大規模な災害が発生した場合、あらかじめ作成した計画に従い、直ちに施設の被害状況の調査を行い、緊急時の対応を行うものとする。

2 二次災害の防止対策

下水道施設については、降雨による浸水等の二次災害を防止するため、主要な雨水管渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

3 下水道施設の応急復旧

下水道施設の応急復旧に関しては、広域的な応援を前提とするものとする。なお、下水道が使用不可能となった場合は、関係部局と協力し、仮設トイレを設置するとともに、そのし尿処理については、必要に応じ、周辺市町村等の下水道等の処理場で処分するものとする。

第4節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

1 実施機関

公衆電気通信設備の応急復旧は、NTT西日本長崎支店が実施する。

2 応急対策に必要な人員、資器材の確保

（1）要員の確保

「西日本電信電話(株)災害等対策規程」に基づき人員編成計画を作成し、動員体制を確立して復旧に万全を図る。

（2）資機材の確保

「西日本電信電話(株)災害等対策規程」に基づき災害対策用機器及び資材等を配備すると

もに、災害時にこれらの輸送を円滑に行うよう万全を図る。

3 応急措置

- （１）中継回線に故障が発生した場合は、すみやかに回線の切替え、臨時中継等による疎通を図るとともに不通区間の応急復旧を図る。
- （２）電信、電話回線に故障が発生した場合は、災害対策に関して重要な回線から、中継、市内回線および電信回線の復旧順位にしたがい順次復旧を図る。

4 住民への周知事項

市長は、その区域間の住民に対し、公衆電気通信設備について異常を発見した者は、もよりのNTT西日本長崎支店（災害対策室）に通報するよう周知徹底を図る。

NTT西日本長崎支店 災害対策室

電話：０９５－８９３－８０５９、０９５－８２５－４５０２

FAX：０９５－８１１－７８１１

第27章 公共土木施設災害応急対策計画

第27章 公共土木施設災害応急対策計画

（建設課、農林緑推進課）

第1節 公共土木施設災害応急対策の体制

1 実施機関

災害時における応急工事は、応急工事を必要とする施設等の管理主体が応急工事に必要な要員及び資材、機械を確保して施工する。

2 応急工事施工の体制

（1）要員及び資材の確保

実施機関は災害時における応急工事を迅速に施工するため、要員の確保、動員の体制及び所要資材の緊急調達、輸送の措置を定めておくものとする。

ア 技術者の現況把握及び動員

実施機関は、応急工事の施工に必要な技術者技能者の現況を把握し、地域別人員、技術知識又は経験の程度、技術者等の勤務先等を明らかにした資料を整備しておき緊急時においては適切な動員措置を講ずるものとする。

イ 建設業者の現況把握及び動員

実施機関は、地元建設業者の施工能力を常時把握しておき、災害時には、建設業者に緊急要請を行い直ちに動員できるよう適切な措置を講ずるものとする。

ウ 資材の確保

応急工事を迅速に施工するため、実施機関は俵、かます、くい、蛇籠等の応急用資材及びスコップ、掛矢、足場板等の応急用器具の調達先を把握しておき、災害時には緊急確保の措置を講ずるものとする。

なお、輸送については、調達先から輸送方法、輸送経路をあらかじめ定めておくものとする。

（2）関係機関に対する応援要請

災害対策基本法第29条第74条及び自衛隊法第83条に基づく派遣要請等を行い他の機関より応援を求める。

第2節 応急工事の施工

1 河川、海岸

河川、海岸の応急措置としては、通常木より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出を止める工事を行う。

（１）応急仮締切の施工

仮締切工施工位置の状況により次の工事を行うものとする。

- ア 在来法線位置締切
- イ 堤外月輪型締切
- ウ 堤内月輪型締切
- エ 河口締切
- オ 後退締切

（２）応急仮締切工事の工法

従来施工されてきた応急仮締切工事の工法は概ね次のとおりである。

- ア 土俵工法
- イ 杭打工法
- ウ 捨石（捨ブロック工法）
- エ 枠類工法
- オ 沈床工法
- カ 沈船工法
- キ サンドポンプ船工法

2 道路

（１）応急工事

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保をはかる。

- ア 排土作業又は盛土作業
- イ 仮舗装作業
- ウ 障害物の除去
- エ 仮道、さん道、仮橋等の設置

（２）応急工事の順位

救助活動の災害応急措置を実施するための道路、橋梁から重点的に実施する。

（３）その他

上水道、下水道、電気、ガス、電話等道路専用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者及び道路管理者は相互に連絡し、適切な応急措置を行うものとする。

なお緊急時においてそのいとまがない時は、直ちに応急措置を行い、事後連絡するものとする。

3 砂防施設

（１）流路工応急工事

流路工が決壊したときは、仮工事として施工する場合は、土俵、石俵又は板柵等をもって通常の出水に耐え得る程度とし、高さは中水位程度に止める。また仮工事では著しく手戻り工事となるか、又は効果のないと認められる場合は応急本工事として被災水位までの高さの堤防、護岸を施工する。

第3編 災害応急対策計画（風水害対策）

（2）砂防えん堤応急工事

砂防えん堤が決壊した場合は、通水のための土砂排除工事を実施し、堆積土砂が新河道に流入しないよう板柵その他の工法を施工する。

4 港湾、漁港

（1）背後地に対する防護

高潮、波浪による防潮堤の破堤又は欠壊のおそれがある場合には補強工作を行い、破堤又は欠壊した場合には潮止め工事、拡大防止応急工事を施工する。

（2）航路、泊地の防護

河川からの土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が埋そくし、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。

（3）けい留施設

岸壁、物揚場等の決壊に対する応急措置は、欠壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。

第28章 県防災ヘリコプターによる災害応急対策計画

（防災基地対策課）

近年の複雑多様化する各種災害等に対応していくため、機動性のある県防災ヘリコプターを活用し、消防防災活動の迅速化、高度化、広域化により消防防災体制を整備充実するとともに、その機能を充分発揮させ災害応急対策の円滑な実施を図る。

県防災ヘリコプターの運航については、航空法関連法令に定めるもののほか、「長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。

第29章 自発的支援の受け入れ

（防災基地対策課、市民課、福祉課、政策企画課、社会福祉協議会）

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、市においては適切に対応する。

1 ボランティアに係る対策

（1）災害ボランティアセンターの設置

ア 市社会福祉協議会は、災害時のボランティア活動の拠点として、市災害ボランティアセンターを設置する。

イ 市は、市災害ボランティアセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を実施する。

（2）ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（令和4年3月）」に基づくものとする。

ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては（医療・看護等専門的な技術を要するボランティアを除き）、問い合わせを受けた各セクションにおいて、受付窓口となるボランティア支援組織に回付するとともに、当該支援組織と連絡調整を行うための庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションへ連絡する。

イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口担当セクションは、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、公的機関が行う災害救援活動等の適正な情報連絡等をボランティア支援組織に行うほか、当該支援組織に対して、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

ウ 医療・看護等専門的な技術を要するボランティア各担当セクションについては、平常時からボランティアの登録制度を構築しておくとともに、災害時にはその受付窓口として、被災地のニーズ及び公的機関が行う災害救助活動等の適正な情報の提供を行う。なお、専門的な技術を要するボランティアについての受付及び活動状況に関して、各担当セクションは、庁内の災害ボランティアに関する総合窓口セクションへ連絡する。

（3）ボランティア活動の内容

災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○ 出火防止・消火活動 | ○ 安否確認（要配慮者等） |
| ○ 避難誘導 | ○ 情報の収集・提供 |
| ○ 行政機関との連絡調整等 | ○ 炊き出し |
| ○ 物資運搬 | ○ 救援物資の集配 |
| ○ 募金活動 | ○ 土砂、瓦礫等の片付け・清掃 |

（但し、危険が伴う救助、医療行為は専門ボランティアが行う。）